

石炭鑛業 互助會報

第四卷・第七號

昭和十四年七月二十日發行

昭和十四年七月二十日發行
昭和十四年七月二十日發行
昭和十四年七月二十日發行

雜誌
131
號

目次

(卷頭言) (日英會談と大亞細亞主義) 鳴

石炭需給の現状と對策に就て 武内 禮藏 (一三)

石炭の統制に就て 小金 義照 (一四)

筑豊炭田の熱量と灰分關係 町田 隆介 (一九)

參考資料

試掘出願から鑛業權(試掘權)の生れる迄の經過(七) 星 惣吉 (一七)

管下鑛山勞務者の統後生活刷新の趣旨 福岡鑛山監督局 (一三)

未經験勞務者の初給賃金基準決定 福岡鑛山監督局 (一四)

石炭 船運 賃 (一六)

石炭の公定價格八月中旬に決定其他 (一八)

本會 記事

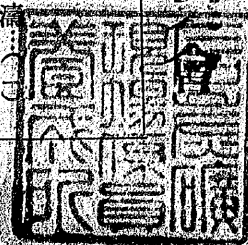
武内事務歸來談發表表 (五〇)

石炭鑛業權設定 (四〇)

炭 界 日 誌 (五九)

財津原生 (五九)

法蘭西石炭鑛業



七月號

石炭鑛業互助會發行

炭坑關係者各位の
御安全を祈る

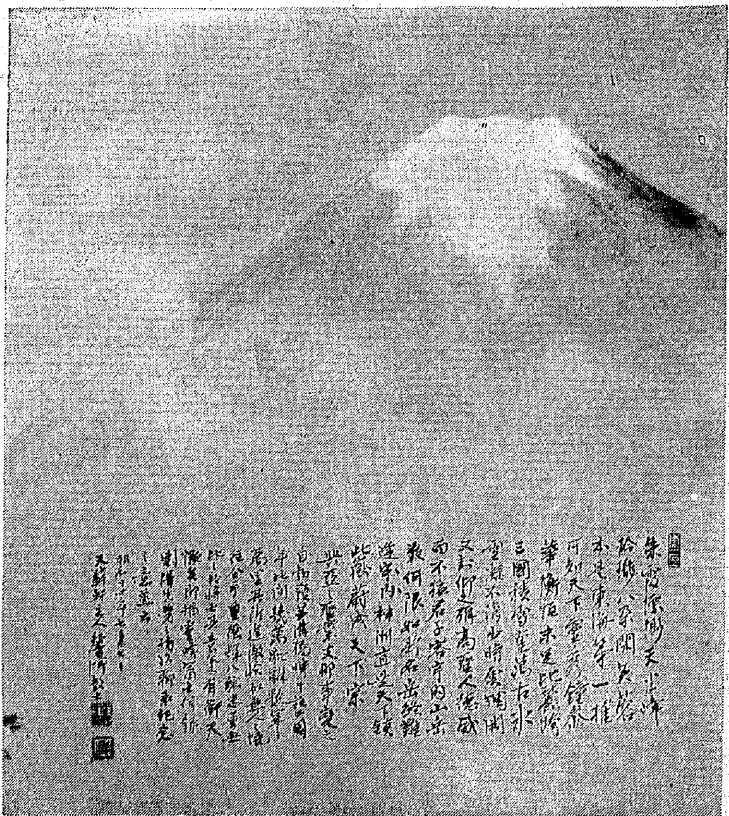
福岡市藥院大通三丁目八二番地

福岡石炭商會

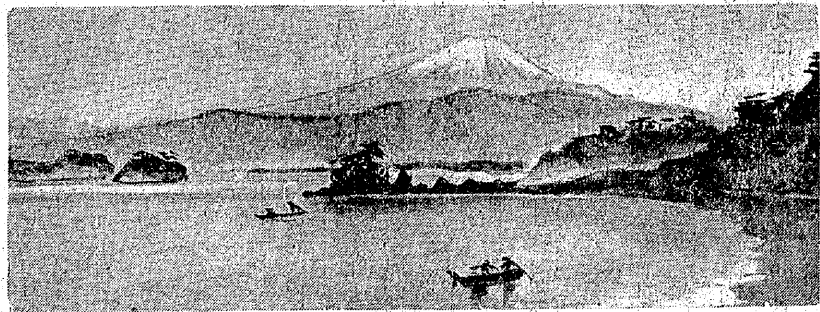
電話福岡西③

(西)二三一九番
(西)四三四二番

出	佐世保市相之浦	所長 仁藤已知勇
張	佐賀縣東松浦郡楠久	所長 西村勉一
所	若松市濱三番町二丁目	所長 渡邊幹夫
	東京市代々木西原町八九六	所長 野口祐三郎
	名古屋市昭和區田邊通一丁目一	



若松 杉山 響洋



—▷ 言 頭 卷 ◁—

日英會談と大亞細亞主義

支那事變滿二周年を經過せる今日、なほ長期抗戦を豪語する蔣介石を揆つてゐるのは英佛ソ等援蔣諸國である。殊に英ソの援蔣態度は最も露骨にして且つ大膽である。この意味に於て、大和民族に課せられたる東亞新秩序建設の妨害をなす者は、獨り蔣政権のみならず英ソ兩國が正面の敵である。

故に今回の日英東京會談は今事變の山である。然るに我の彼に要求するところは餘りに手ぬるいようである。この最小限度の要求すら言を左右にして、老獪巧妙なる外交辭令を以てゴマ化さうとしてゐる。

今次の會談は、英國が過去一世紀間に於て印度を征服し、南洋諸島を蠶食し支那を侵略した大英帝國主義の總決算である。故に彼が我が要求を全面的に承認してアツサリミ手を引くか左もなくは會談を決裂せしめて、無敵皇軍の實力を以て、速かに支那からも、南洋からも將た印度からも強慾非道なる彼英國を斷乎驅逐すべきである。

今や反英機運は、現地大陸は固より我國津々浦々に至るまで澎湃として捲き起り、老獪英國討つべしの聲は最高潮に達してゐる。實に千歳一遇の好機である。この好機を逸せず斷乎ミとして暴良英國を排撃し、東亞の天地より白人の勢力を驅逐して、速かに日本を盟主とする東亞新秩序を建設し「アツアはアツア人のアツアなり」を大亞細亞主義を世界に宣言し、アツアを中心とする八紘一字の世界政策實現に向つて勇往邁進すべきである。

(鳴 濤)



洋 響 山 杉 松 若

石炭需給の現状と對策に就て

互助會石炭株式會社 專務取締役 武 内 禮 藏

一、需給の現状に就て

石炭需給の圓滑不圓滑は時局下に於ける最大の重要性を持つものであるが需給の現状は供給に於て種々なる影響を蒙り本年の需給關係は供給不足の狀勢にあり、我々供給者としても其使命の重大性に鑑み不屈不撓努力を傾注し關係官廳の御指導と相俟つて萬難を廢し懸命に出炭増加に邁進しつゝ、あるも如何せん実績は甚だ意の如くならず今後の對策に就き専ら奔走中なり、需要者側に於ても之等の實狀を認識され合理的燃焼と徹底的消費節約及び石炭供給の實狀に即し國策に添ふ御決心を持たれんことを要望す

二、増産計畫に就て

勞働力充足に對しては商工省と厚生省に緊密なる連絡を圖り最善の處置進行中なり
器材不足に對しては國情としては如何ともなす能はざるも既設々備を基礎として其能力を發揮せしめ國家的見地より見て第三者の鑛區と雖も前記既設施設に依り有利に採掘せられ得る隣接鑛區は、現在稼行炭鑛々區主より適當なる區域の讓渡又は増減等につき相互間に於て協定なすことに夫々手配中なり、要は第三者の鑛業權は要求者との間に於て相互適正妥當なる價格又は條件の一致を要望するものなり、之れ増産に對する對策の一なり、之が實現は直接現在施設に依り増産せ

しむる唯一の重要性を有するものなり

三、配給機構に就て

商工省にては需給調節の見地より商工省機構改組と共に徹底的配給機關を設立せらるべく目下之が對策準備中なり
今や石炭供給不足の憾みある時期に際し之が萬全を期せらるゝことは當然のこと、思考す、此間に介在する販賣業者に幾分の摩擦あるは已むを得ざるものと信ず

四、炭價問題に就て

商工省は昨年九月臨時措置法第二條に依り昭和石炭に對しては命令を以て又我互助會に對しては自治的統制に依り夫々炭價の引下げを斷行いはゆる二重炭價制により極力昭和系炭鑛の炭價を抑へると共に一方昭和系炭鑛に比し生産費の高い炭鑛には手心を加へて其出炭を確保し以て需給の均衡に留意する處あり、東邦炭鑛問題に對しても之亦生産力擴充の見地から善處される等常に炭價問題に就ては二重炭價の伸縮性を利用して適正に處置されてゐるが、然し此の二重炭價は商工當局としては低物價政策に對する緊急處置にして一種の便法に過ぎず、本格的炭價問題は目下政府に於てはあらゆる角度から検討中で殊に八田商工大臣は石炭の重要性に鑑み之が解決に重大關心を持たれ、先般私が大臣に會見の節も特に此問題に關し一時間半の長時間に亘り意見を具陳した程で大臣自ら炭價問題の解決に乗り出されてゐたが、最近政府當局の意向を忖度するに結局之が根本解決策としては豫て私共が提唱している共販制に依るものと見られ而も其實現の時期は案外早く來るのではないかと思考される

猶政府に於ては昭和及び互助會に屬せざる無統制炭鑛に對しても各地方鑛山監督局を通じて之が統制に乗り出すことゝなつた由之はアウトサイダー炭鑛の炭價の不自然なる値上りを見つゝある現状に徴し已むを得ぬ次第と思はる

五、中央貸金委員會への希望

最後に臨み中央賃金委員會の標準賃金設定に關し希望したきは、最近の出炭が豫期に反し其豫定額に達せざる最大理由は勞働力の不足に依ること勿論にして、それは炭礦稼働者は他工業の従業者に比し危険率が甚大なるにも拘はらず賃金は他の重工業を始め時局産業に比し低廉なため、坑夫の募集が極めて困難なるのみならず他工業への轉出者續出の有様にて從つて最近の坑夫數は漸減の傾向にあり、之を日銀調査に就て見るも(調査炭礦數九十四)

人員

昭和十四年一月 一九〇、六九二人
同 二月 一八九、三二九人
同 三月 一八八、三七二人

即ち本年一年以降は漸減歩調を示し、更に其移動比率が他工業に比し斷然高率な爲め勞働能率を著しく低下せしめつゝあり、從つて中央賃金委員會の標準賃金設定に關しては其邊の事情を十分斟酌されんことを切望する次第なり。(完)

石炭の統制に就て

商工省 鑛山局長 小 金 義 照
臨時物資調整局第一部長

一、序 説

石炭は最も普遍的にして且つ基本的なる燃料として、直接各種産業の原動力となつて居るのみでなく、電力、石油等の

發生源であつて廣く各種の産業活動に對して基本的役割を果して居ると共に他面に於て化學工業に於ける主要原料ともなり、近代産業に於ける其の重要性は、寔に測知すべからざるものありと稱すべきである。

石炭鑛業が製鐵事業と並んで各種産業の基礎産業と稱せられ、國防整備の中樞を爲し、其活況の度が即ち一國産業の繁榮と安泰とを圖るバロメーターであるとせられるのも、蓋し當然のことであらう。

鐵と石炭とは國家及び産業に取つて骨肉であり、又榮養糧にも譬へらる可きであらう。資源支配の強弱大小が、一國の發展を制約する最大なる素因であることは改めて申す迄もないが、特に石炭、鐵を樞軸とする鑛物資源の獲得が、列國資源戰の中心となつて居る事實も、又現に世界一等國と目せらるゝ國が、概ね其の繁榮と發展の基礎を右の兩資源の惠與に俟つ現狀も蓋し當然のことであらう。晩近産業界に於ける電氣石油等の利用は著しく昂上して來たが、電力事業の發展にしても、火力發電の如きは畢竟石炭の進出と看做す可きものである。又最近に於ける石油の進出は實に目覺しいものであるが、餘りにも飛躍的なる其需要増加は、近い將來に於て世界的に石油飢饉を招來しかねまじき脅威をさへ與へて居る様である。殊に我國の如く石油資源の貧弱なる國家に取つては、天然石油中心の液體燃料政策は石油の重要性に鑑み決して當を得たる措置とは認め得ぬ所である。最近に於ては代用燃料の勃興が世界的に顯著となり、我國に於ても、殊に石炭液化學工業が各種の積極的助成施設の下に輝しき前途を以て進行を開始して來たのであるが、此等の事象は一轉して之亦石炭の需要激増と化し、石炭鑛業の重要性は産業の發展を經とし人智の進歩を緯として愈々加重されつゝあると稱しても敢て過言ではあるまい。

最近數年間に於ける我國情は、石炭の需要を著しく増加せしめて來たのであるが、特に昭和十一年以來、所謂經濟の準戰時體制化の下に、生産力の擴充が國策として掲げられ、昭和十二年に入つてからは、時局は益々緊迫の相貌を呈し、遂に其の七月蘆溝橋畔に端を發した北支事變が其の後更に全面的に擴大して、今次の支那事變となるに及んで、本邦經濟體

制は急角度に準戦時の夫れから眞の戦時の夫れに移行し、經濟、産業の凡ゆる方面に亘つて急速なる動員が行はれ戦時經濟の確立に向つて物心兩面の徹底的集中を見るに至つたのである。

石炭鑛業も斯る情勢の中に最も最近一段の活況を呈し、石炭は廣汎なる基礎資材として、其の需要は今後に亘つて益々旺盛化するべきを想はしむるのであるが、前述の如く石炭は各種産業の基礎的原動力にして、石炭鑛業の運営の如何は即ち國家産業全般の興廢を決するものであるが故に、今後に於ける國防經濟の確立と其の圓滑なる運営に關聯して、斯業の負擔する使命たるや寔に重大なるものあるを痛感しなければならぬ。

二、石炭需給の概況

天然資源の恵與必ずしも豊富ならざる我國も石炭資源は稍々見るべきものがあつて、其埋藏量及び分布區域も相當範圍に亘り、内地は北海道、常磐、山口及び九州等の各地方に及び、其他外地にも相當の埋藏量が豫想せられ、特に樺太の如きは大に有望視せられ、近時急速なる開發を見つゝある實狀である。

内地資源に付ては昭和七年商工省に於て調査した處に依れば、現在及び推定埋藏量中の實收豫想炭量のみならず、實に六十五億噸の巨額に達して居るのである。更に外地の實收豫想炭量を之に加算すれば、約百億噸に達するのである。

右の如く本邦内に於ても相當量の埋藏石炭を有して居るのであるが、最近に於ける石炭需要の飛躍的膨脹の趨勢に鑑みるときは、必ずしも之を以て充分なりとは稱し得ぬのである。然し石炭資源に付ては、幸ひ滿洲及び世界的石炭寶庫たる北支に之を期待し得るを以て、問題は寧ろ此等各地域に埋藏せられて居る石炭資源を如何に合理的に開發し、石炭需要の激増に對處して、其の供給の圓滑を期するかに在るものと云はなければならぬ。

石炭需給の狀況に付ては、本邦石炭需給統計の集計の一部を參考迄に掲げるならば次の通りであつて、昭和八年以來需

要額は著増を示して來たが、他面供給亦良く之に追隨して大體九十%以上の自給率を保持して來た。然しながら今後に於ても、産業各段に亘り、一層の急速度を以て生産力擴充が進行するに伴ひ石炭需要の伸張も一段と躍進的となるべきは當然豫想せらるゝ處である。

合計 (内地、朝鮮、臺灣、樺太) (單位噸)		昭和七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
産 額		三、六三、九七五	三、三三、四六六	四、三三、二〇九	四、八七三、六三三	四、九〇三、六三六
輸 出 額		一、五九、九五五	一、七五、九六一	一、三七、四四一	一、六六、九七七	一、三三〇、〇六六
輸 入 額		三、一六、五五〇	四、〇〇、〇三六	四、六五、五六一	四、六四、一三六	五、〇九八、四七六
需要額に對する産額の割合		九七%	九四%	九三%	九三%	九三%

既に昭和十二年に於て、配給組織の不完全と、運輸機關の不足とから或地方又は或種産業に一部供給の圓滑を缺くに至り、石炭市價も亦之に伴つて急激なる上昇を示し、種々好ましからぬ現象も表はれて來たので石炭に付ても、其の生産力の急速なる擴充計畫を樹立遂行すると共に、需給の圓滑なる調節を實施するの必要が痛感せられて來たのである。

當局に於ては右の情勢を洞察して昭和十二年五月石炭鑛業聯合會に對して、石炭の増産及び配給に關する諮問を發し、之に次いで商工省を中心として増産五ヶ年計畫並に之に伴ふ人的資源及び各種物的資材の補充計畫等を樹立したのであるが、更に企畫院に於ても各種生産力擴充の計畫と併せて、石炭問題をも取り上げて、本邦全般に亘る五ヶ年計畫を樹立したのである。

此等の計畫の内容に付ては發表出來ないが、要するに製鐵事業を始め化學工業、電氣事業等各種既存産業の擴充と、石炭液化工業等の如き新興産業の發展を急速に實現せんとする限り、石炭は其の數量に於て相當の尨大なる需要増加を豫期

しなければならぬ。
之に對する供給方策に付ては、資源的に之を觀るならば、北支、滿洲等の寶庫の開發を爲すことが固より望ましいことではあるが、何としても石炭は地下埋藏物であり、之を採掘運搬して消費に供する迄には、相當の設備と準備とが必要であるので、如何に努力したとしても、直に北支方面より多大の供給量の増加を期待することは至難事と云はなければならぬ。又滿洲に於ては増産と併行して滿洲自體に於ける石炭消費量も著増しつゝあるもので、之よりの輸入量の増加を本邦石炭供給増加の中心の方策とする事も先づ困難ではなからうか。本邦生産力擴充計畫に伴ふ石炭需要の増加は、何としても當分の中は國內炭の供給増加を樞軸として之に大陸資源の増産計畫を補翼とした供給方策に依り、之が充足を期する他はあるまい。我國從來の石炭供給の概況を見るに、大體需要額の九十%以上は之を國內炭に依つて自給して居るのであつて、今後の見透しとしても石炭聯合會の答申或は各社の増産計畫に關する當局の調査等に徴し大體に於て當業者の自發的増産計畫を指導推進することに依つて、一應所期の増産は之を達成し得るものと思はれる。只右の増産計畫の指導推進は、單に從來の助長行政に概ね見らるゝ如き態度を以て臨むことなく、全體的な國家的立場より出發した計畫的統制の下に實施せらるべきものである。

茲に特に國家的全體的立場よりする計畫的統制と稱した中には、次の二點が特に重要である。其一つは特殊炭の増産並に其の配給の問題であり、其の二は石炭鑛業の將來に向つての確立の問題である。第一の特殊炭の増産並に其の配給の問題に關しては、石炭の單なる數量的供給の適合は決して所謂供給の調整を全くする所似に非ずして、更に一步進んで炭種別に調整を圖らねばならぬのである。製鐵事業、冶金業、ガス事業等は其の原材料として特殊の石炭を要求するものであり、人造石油用の原料炭も亦或程度まで同様な事情に在る。斯の如き特殊用途に供するものに付ては、其の種の適性炭の供給力の増加を圖るに非ずんば當該重要資料の増産計畫は畢竟無意味に終るのである。斯る見地から、當局に於ては石炭

の生産能力調査委員會を設置し、昭和十二年より四ヶ年の計畫を以て、内地に賦存する石炭の品質別埋藏量の調査を實施しつゝあり、調査の進歩に並行して、特殊炭の増産増加に遺憾なきを期して居る次第である。即ち鐵鋼増産計畫、人造石油事業振興計畫等を始めとして、軍需産業の生産力擴充計畫の内容は、夫々劃期的なる數字を目標として居るので、之に必要な特殊炭の數量も亦相當巨額に達するのであるが、大體のコース用炭は、内地に於ては北海道及び九州に於ける増産を中心として、之に北支、滿洲より特殊適合炭の若干輸入増を期待する程度で、一應需要に應じ得る見込であり人造石油原料炭に付ても、九州、北海道、樺太等の石炭が夫々目標となつて居るが目下實施中の石炭品質別埋藏量調査の進捗と相俟つて、更に適切なる具體的方策が講ぜられる豫定である。第二の石炭鑛業の確立の問題とは、一面に於て石炭の生産統制の問題であり、我經濟圏内に於ける優良炭山の選擇的開發の問題であるが、之に付ては便宜次項に於て記述することとする。

三、日本に於ける石炭統制の重點

石炭に關しては輸送上の支障が之を阻害せざる限り、特に著しい石炭飢饉は起らない筈であるにも拘らず事變下に於て政府が敢て石炭統制を國家的見地から實行した所似のものは、單に石炭供給の均衡保持に重點を置いたものでなくて、一切の經濟力を戰爭目的遂行の爲に動員せんとする計畫の一部として必要であると考へたからである。従つて石炭の増産は畢竟軍用又は軍需産業用（乃至輸出炭産業用炭）の所要數量確保を主たる目標とした炭種別増産であり石炭配給の統制は軍用又は軍需工場（乃至輸出炭産業）に對する適性炭の絶對的供給確保を主眼とするものである。斯る意味に於て石炭の統制は、絶對數量の著しく不足して居る他の重要物資の統制と趣を異にしてゐるのであるから、此の特異性を充分理解して置く必要がある。沿革的に見て、昭和十一年當初より各種産業に亘り一齊に開始された生産力擴充の波は、原料、資材の

需給を漸次緊迫せしめつゝあつた處、支那事變の勃發は、戦争と云ふ大なる新規需要を登場せしめたので、さなきだに不足勝ちであつた各種物資の供給は一層不圓滑となり、當面不可避の軍需への供給確保の爲めに、何等か特殊の對策を講じなければならぬ情勢に立ち至つたので、茲に物資動員の計畫を設定し、差當り直ちに必要なる重要物資に付て、不取敢昭和十三年分の需給方策を決定し、以て軍需の確保に努むると共に生産力擴充を出來得る限り實現せしむることとし、更に民需の範圍に於ても物資の流れを規整し、國策遂行に便ならしむることとしたのである。

戰時體制下の新機關として、新に商工省に設置せられた臨時物資調整局は、物資動員に關する基本計畫を基礎に、夫々軍需の確保、生産力の擴充、國民經濟運行の圓滑化を具體的に立案計畫し之が實施に當る譯であるが、其の臨時物資調整局第一部を中心として官民廣汎に亘る多數の人材を集めて、石炭生産統制協議會及び石炭配給統制協議會が設置せられたのであるが、右協議會及び其の關聯事項を略述すれば次の通りである。

1 石炭生産統制協議會

設置要綱

一、協議會の目的

石炭の生産の具體的計畫及び之が計畫の具體化に必要な方策の樹立並に炭價の統制を爲すこと

二、協議會の構成

協議會は臨時物資調整局に之を置く

委員長 臨時物資調整局第一部長

委員 臨時物資調整局及び關係各官廳關係官、尙必要に應じ民間團體の代表者をも委員とすること

即ち生産統制協議會は、先づ増産の具體的計畫及び其の具體的實施策を樹立し、且つ市價の統制を爲すを其の使命とす

るものであるが、現下の實情に即應して、特に主要なる協議事項たる可く豫想せらるゝもの、中から二、三を擧ぐれば次の通りである。

(イ) 生産に必要な人並に物の供給確保の問題

生産力擴充の原則實施に隨伴する各方面の物資需要の旺盛化は漸く顯著となつて來たが、事變勃發以來特に鐵鋼機械類木材等の所謂生産資材の供給は著しく圓滑を缺くに至り時局柄如何に緊要なりとは云へ、石炭の増産計畫も今後には於ては漸次其の影響を受くることは免れぬ所である。

鐵鋼に付ては比較的早くより需給調整の行政が漸次實施せられ、既に相當細部に迄行き亘つた配給統制が實行せられ、石炭鑛業に對する鐵鋼材供給の安定確保の爲にも、種々の方策が講ぜられつゝある實狀である。

鐵鋼材以外の資材に付ても、コンベアー・ベルト、鑛山用機械等順次に應じて石炭鑛業への供給確保の方策が樹立せられ又實施せられんとして具體的に計畫せられつゝあるが、此方面に於ける本協議會の活動は、大いに期待せられて居る。

勞働力、技術、資金等に付ても同様に供給不足が起つて來る譯であるが、資金は臨時資金調整法の運用に依つて、或程度まで優先的に確保せられて居る。唯勞働力に付ては炭鑛勞働の特異性に絡んで其の解決には一段の困難が在るのではないかと豫想せられるのであるが、而も石炭増産計畫の實現を期する上に於ては勞働力及び技術の補給が最も緊要なる要鍵である。

尙茲に一言觸れて置きたいことは、石炭鑛業の確立の問題である激増しつゝある石炭の需要を充足する爲には、生産條件等比較的劣悪なる炭鑛に至る迄其の開発を促進せねばならぬのであるが、そこに又自ら順序と程度の限界が存するのである。殊に今日の如く人的及び物的資の源著しく不足せる現狀に於ては、徒に公平、平等と云ふが如き小乘的、形

式的觀念に囚はれて、物資等の配給を誤るに於ては、増産を實現し得ざるのみならず、却つて生産原價の昂騰、能率の低下等幾多の好ましからざる事態を惹起するの虞れがある。即ち今や我國に於ては、現在及び將來の情勢に即應する爲に、産業全般に亘り物資の配給を通じて、其の選擇的發展又は抑制を試みつゝあるのであるが石炭鑛業の範圍内に於ても特に此點に留意し、悔を後日に貽さぬ様特別の注意を拂ひ斯業全般の統制ある發展を期することこそ斯業百年の計たるは勿論當面の措置としても亦緊要なる所要であらう。而して今日以後に於ては、滿洲及び北支の石炭資源を併せ考慮の中に入れて、計畫の基本を決定することが不可欠の要點である。

(ロ) 輸送確保の問題

生産資材の供給方策と共に最も重要な事項は、陸上及び海上に亘る輸送確保の問題である。山元出炭の増加も輸送手段の併行的増備を見ざる限り、畢竟無意味に終るべきことは自明の理であるが、現状に付て之を見るも既に貨車繰り運送船手當等は可なり圓滑を缺き、此等の事情が炭價暴騰の有力なる原因となつて居るのである今後に於ける石炭増産計畫の進捗は、要輸送量の必然的增加を齎すべく而も其の量は相當大なるものであるから、石炭輸送確保の問題は之亦至急解決を必要とするのである。陸上輸送に關しては鐵道の敷設、貨車の増備、其他關係施設の改善、改修、設備、能率の向上等が當面喫緊の要務として、本協會に於けるテーマとなるべく、又海上輸送に關しては港灣及び積込施設の改善擴充及び其の能率の増進、海上輸送の確保並に船運賃の downwards 統制消費地に於ける貯炭施設の整備擴充等が當面對策樹立の中心となるであらう。

以上の外、尙生産費低下の各種條件の研究並に其の急施、炭價統制問題等も市場炭價抑制の基本として、至急に考慮せられなければならぬ所である。

石炭増産の緊要性に鑑みるときは此等の處置は至急之を決定し以て具體的増産計畫の實施に進むることこそ、本協議會

の重要な責務なるべく、當局に於ても銳意之が準備を進めつゝある次第である。

2 石炭配給統制協議會

設置要綱

一、協議會の目的

協議會は石炭の需給計畫の確立及び之が配給の具體的實施計畫を適正ならしむる具體的方策を作成すること

二、協議會の構成

協議會は臨時物資調整局に之を置く

委員長 臨時物資調整局第一部長

委員 臨時物資調整局及び關係各廳關係官、尙必要に應じて民間團體の代表者も委員とすること

本協議會に於ては石炭需給計畫確立の前提たる需給調査が差當り實施されなければならぬ。本協議會は産業別に十分科を設け、各分科に於て夫々需要の調査を爲したる上、需給の計畫及び配給の具體案を決定するのであるが既に夫々の分科に於て活動を開始して居るのである。尙右に述べた十分科の外、別に一分科を設け、此處に於て綜合的なる計畫及措置を考究する方針である。石炭の配給統制に關する基礎的事項は、右の各分科に於て夫々産業別に具體的に決定せられるのであるが、或期間を経過したならば、各種産業の消長盛衰が、或程度まで時局に即應して、石炭に依つて指示せられることとなるであらう。

3 石炭配給機構及び炭價の統制

石炭に於ては、其の數量の不足に基因する大幅の使用制限乃至消費節約等によるも、寧ろ其の配給機構の整備に問題の重點が存する様である内地出炭高の約九割を占むる昭和石炭株式會社加盟社の直接賣炭に付ては其數量及び炭價に付き、

昭和石炭の自力に依り一應の自發的統制を期待し得るとするも、問屋を通じて一般需要向に放出せらるる所謂仲買炭に至つては、之が統制は極めて至難なる現狀に在り而も其の仲買炭の數量は、昭和石炭加盟社炭の三〇近くに達するのであるから、仲買炭の統制如何は輸出の振興上並に國民經濟運行上、相當大なる問題となるのである。所謂炭價問題の如きも其の核心は此の部局に存するものと謂へる様である。最近に於ける石炭市價を日本銀行の調査に依つて見るに、其の指數は次の通りであつて一般物價に比し可成り上廻りの數字が現れて居るのである。

最近 石炭市價指數表

東京市場	
卸賣炭價指數	一般物價指數
昭和十三年一月	一九七
二月	一九七
三月	一九七
四月	二〇六
五月	二〇六
六月	二〇六
備考 昭和七年七月を百とす	一七〇

物價問題の喧しい折柄、國防上産業上、將又國民生活上特に重要な關係を有する石炭の市價が、規整せられるのは當然のことであつて、既に物品販賣價格取締規則及び暴利取締令に依り、價格表示の拘束を受けたのを始めとして、浴場用炭、家庭用炭は昭和十三年七月二十三日の價格以上に其の價格を引上げることが禁止せられたのであるが、更に進んで石炭一般に亘つて公定價格制定の施行が當然考へられるのである。

此等の措置は時局柄極めて重要であるが、要之臨時應急の便法であつて、基本對策は自ら別である石炭の配給過程に對しても徹底した検討が加へられ、國家本位の統制が行はれて來る階梯に在るものと謂へよう。

石炭業に既に生産に付ては石炭礦業聯合會、配給に付ては昭和石炭株式會社といふ様な夫々當業者の權要なる部分を殆ど網羅した團體に依つて、自治的統制が行はれ來り、之に對して重要産業統制法等が適用せられて來たのであるが産業各般に亘る綜合的計畫的國策の樹立達成を急務とする現狀に於ては、其の基本産業中の基幹たる石炭業に付て、特に國家本位の統制の強化が必要となるのである。

石炭業の隆替は産業全般に重大なる影響を齎すから、生産の局面に於ても、或は配給の部門に於ても高度の能率發揮と合理化とが要求せられる。又廣く日滿支東亞經濟ブロック内に於ける石炭國策の一元的運營の爲にも、從來程度の統制方策では問題にならぬのである。勿論其統制の程度、形態等は廣く各般の情勢を慎重考慮した上で決定せらるべきものであるが飽迄も國家本位でなければならぬ其の統制は從來の如き當業者の利益本位であることは斷じて許されぬし、又單なる自由主義に基因する弊害の匡正程度に止まるべきものではない。要之石炭及び石炭業には永年に亘る不拔の傳統もあり單なる自治的統制のみに委放して置いたのでは、此の急旋回を續けつゝある時局に即應し得ざるは寧ろ當然のこと、云ふべく、右二統制協議會は、不取敢官民一體となつて、國家本位の統制を立案實施する爲に生じたものである。今後の動向の見透しに付ては茲に説明することを省略するが關係者は四圍の情勢の推移に萬全の注意を拂ひ、其對處策を誤らぬ様格段の努力を爲すべきであると信ずる。

四、石炭統制の具體的一段階

近代國家並に近代産業に於て、石炭の占むる地位の益々重加しつゝある實情、日本に於ける石炭需給の概況及び石炭統制の指導的動向に付いての概論は以上の通りである。斯る四圍の情勢の下に於て如何なる具體的炭政策が實施せらるべき

きかに付ては、論議の存する所であらうが、政府は國の直面せる緊急状態、炭界並に需要方面の現在及び將來への見透等
を出來得るだけ嚴密に検討して(一)炭價の決定に國家意思を直接加へること、(二)石炭の配給に國家權力を關與せしむる
ことを決定して、直に實施に移したのである。其の経緯及び順路を茲に之を省略して唯其の結論的措置の概要を掲ぐれば
即ち次の通りである。

1 石炭販賣價格の引下

重要産業統制法に基いて、商工省に届出である標準炭價を拘束するの必要を認めて、商工大臣は昭和十三年九月一日附
を以て左の如き措置を採り、直に之が實施を命じたのである。此の命令は昭和十二年法律第九十二號(輸出入品等)に關す
る臨時措置に關する件(第二條の規定に準據したものである)。

一、昭和石炭株式會社株主炭に關しては、同社の定むる標準炭價に付左の通り引下げを行ふべきこと

(一) 塊 炭 適當一圓五十錢程度

(二) 中小塊炭 同 一圓程度

(三) 粉 炭 同 九十錢程度

二、前項の標準炭價に適當且つ公正なる輸送費を加へて、各主要消費地に於ける石炭の「標準販賣價格」を決定すること
三、標準炭價及び標準販賣價格は、銘柄別に之を決定し、昭和石炭株式會社に於て公表すると共に、其の坑主も亦之を公
表すること

從來決して公表せられなかつた標準炭價が茲で公表せらるることとなつたことは、確に劃期的な炭界明朗化作用を齎らし
たものである。尙昭和石炭株式會社外の炭礦生産に係る石炭に付ては、右の昭和石炭株式會社に對する命令の趣旨に鑑
み、夫々之に準じて石炭の販賣價格の引下げに適宜措置を執る様、業者に對し通達を爲したので、之亦段階を設けて炭價

の引下げを實行したのである。

2 石炭配給統制規則の實施

時局の情勢に鑑み、石炭の需給調整を圖る政府は、昭和十二年法律第九十二號第二條の規定に基いて、石炭配給統制規
則を制定し、昭和十三年九月十九日附官報を以て公布し(商工省令第八十號)、十月一日から之を實施したのであるが、石
炭の需要と供給とは、前段に述べた通り略一致して居り、此の點は他の鐵鋼、ガンリン、重油、銅、鉛、亞鉛、ゴム等の
如く供給量が著しく不足し、其の爲に相當強度の使用制限を行つて居る物資の配給統制とは自ら其趣を異にして居る譯で
從つて石炭に付ては、前記物資に對する様な全面的配給統制を行ふ必要は無いものと認められるのである。

石炭配給統制規則の大綱は次の通りである。

一、軍需及び特殊なる民需(時局産業の生産力の維持並に擴充に必要な需要)への供給確保を爲すこと

二、製鉄、銑鐵鑄物用のコークス原料炭及びガス製造用原料炭の適性利用を圖り、配給の規正を爲し、且つ此等の産業
分野に於ける緊急不可缺の需要への供給確保を圖ること

三、輸移入炭に付ては特に前二項の需給調整上必要なる限度に於て、其配給を政府の許可主義の下に統制すること

四、内地原料炭の配給統制組織に付ては、適合炭を除く原料炭は其原料炭の生産販賣を爲す石炭業者又は販賣者の團體
たる昭和石炭株式會社(昭和十三年九月十九日商工省告示第二百七十七號を以て指定)をして石炭割當證明書を發
行せしめ、統制事務を行はしむること。

而して其の原料炭の配給計畫は商工大臣の指示する所に依つて樹立し、之に基き石炭割當證明書を發行し、配給の統
制を實施すること原料炭の中、配給炭として使用せらるる、高島炭、芳野浦炭、江迎炭等に付ては、其の販賣を特に商工
大臣の許可に係らしめ、配給の統制を爲すこと

五、石炭の配給統制の実施と共に配給調整上必要なる供給方法、貯炭に付必要なる命令を爲し、之に依つて輸送、貯炭等を合理化すること

五、結 語

以上の外、南北支炭田開發の問題土地陥落、其他石他礦業に特に關聯多き、礦害補償の問題、粗悪炭利用の問題等、時局下に於ける重要問題が幾多山積して居るが、此等に付ては更に機會を得て論ずることとし、只茲に一言觸れて置き度いことは、炭種の單純化乃至規格統一の問題と石炭輸出の問題とである。炭種の單純乃至規格統一は貯炭積込等の設備能率の發揮上或は又荷役、輸送、販賣の合理化、延いては配給費の低減石炭統制の上に於て極めて重要な當面の問題であり既述の石炭生産能力調査委員會に於ける炭種の調査等を資料として、至急解決せねばなるまい。更に國內炭の輸出は、年額約百萬噸餘に達して居るが、此等は大體香港、上海、比律賓及び海峽植民地等に向けられて居る。

石炭の輸出は大體現在額程度に止まることであらうが、既述の如く本邦に於ける石炭の需給統計は高度の自給率を示し今後の見透しとしても生産資材、勞働力等の關係から、計畫通りの石炭増産の實現には相當の困難が在るにもせよ、決して悲觀すべきものではない以上、石炭の第三國への輸出増加は充分考慮する價値がある。固より之に依つて敵に武器を與ふるが如き結果となることは嚴に相戒めねばならぬが、石炭の生産、配給及び消費が一貫して計畫化せらるゝ際に、之が輸出振興策を検討することは必要であらう。

(完)

筑豊炭田と熱量灰分の關係 (二)

互助會分析所主任 町 田 隆 介

第四章 石炭の生成と外面的特徴

石炭の肉眼的特徴の多くは顯微鏡で見ると特別な組織を有し、又化學的に特別な性質を有してゐる故に何れの地方の石炭も炭層により其の特有の特徴を有してゐる。換言すれば顯微鏡的化學的組織性質を有してゐる。依つて石炭利用の能率増進並洗炭能力等の向上を計らんとする上に慾すと慾せざるとにかゝらず是非共各炭層の各部分の肉眼的顯微鏡的組織の化學的理論の相互間聯絡を明確にせねばならない。では項を追つて詳述せん

石 炭 の 生 成

「水棲微生物」——水中に棲生する微生動物、就中停滞せる水中に發生する浮草は油質頁石並は石油の主要

成因物である。されども石炭の只一部分を構成するに過ぎない。而して水棲微生物が地表濕地等に推積せば直に腐敗し停滞水底に沈み推積した時に限り軟化して腐泥となり、其の上に土砂が流れて來て地中に埋没し壓搾され岩石化して泥炭となる。但し之は炭層の一部分を構成するのみなり。

「泥炭時代を經過せざる石炭」——植物が地表、濕地、水中に推積し微生物及水の作用を受けない間に土砂が流れて地中に埋没し壓搾作用を受け泥炭時代を経ずして石炭となるものなり。然し斯る生成の石炭は稀にして極く薄き層亦是炭層の一部分をなし、此の生成せる石炭は褐炭なり。

「草木植物」——陸上及沼澤に生長する草木は矢張り石炭の

一部分を構成する。然し樹木に比して敏速に崩壊分解す。依つて顕微鏡上往々灰色豆腐類の如くなつて存在を認めるも其の形態を認めない。石炭の成因物として草木の量は樹木量に比して僅少なり

「石炭の主要成因物たる樹木」——石炭の成因物は主に陸上又は沼澤に繁茂せる樹木である。而して石炭生成作用に與かつた物は微生物(細菌及菌)水及上礫岩石の三物である。而して微生物は樹木及其他の植物の組織(細胞の集合)の崩壊即破壊に働き、水は微生物崩壊の保護即ち植物の保存其他軟化溶解分解に働き、上礫岩石は壓搾—従つて岩石化、較化天爲軟留に働く。

「細菌及菌」——生物であるから空氣、濕氣及溫度に依つて發生するものである。即ち樹物の堆積場所に發生す。

(一)「地表に堆積すれば」——全敗し殆んど大部分消失し一部殘留す。空氣濕氣及溫度の都合が最も良く微生物の發生に適するから樹木其の他の植物の全

部は微生物に侵蝕されて組織は崩壊されて瓦斯、水、酸類となつて消失し、只微生物の嫌ふ樹脂、角皮、花粉、栓質等が殘留するのみである。此の腐敗作用を全敗作用と云ひ、此の殘留物よりなつた殘留生物岩を石炭と云ふ。

(二)「濕地に堆積すれば」——半敗し長い年月の間濕地に堆積すれば全敗、濕地が降下し半敗産物が水中に沈めば其の成因物は泥炭化さる。微生物と水即崩壊と保存との兩反對作用が働く故に侵蝕され易い部分の組織は殘留する。纖維素は木質よりも侵蝕され易い(木質樹脂、角皮、花粉)草木は潤葉樹よりも侵蝕され易い。潤葉樹は針葉樹よりも耐蝕され易い。又纖弱組織の部分は堅牢組織の部分よりも侵蝕され易い。扁材の部分は心材の部分よりも侵蝕され易い。扁材が崩壊すれば耐腐性である樹皮も崩壊し易くなる。故に樹皮即ちコルク組織が石炭中に存在する事は至つて稀なり。此の微生物と水との兩作用が働き得る事情及崩壊せる植

物が水に作用して生ずる腐植酸(菌を殺す性質)の濃薄に依つて樹木其の他の植物組織の一部分又は大部分が崩壊する。然し或る時は殆んど崩壊しない事もある。

即ち植物組織が崩壊すれば細胞は分離し且つ分離せる細胞は更に粉微塵になるのである。斯る分離細胞及粉微塵の集合を植塵と稱せり。而して此植塵の一部分は水に作用して液體である腐植酸となる。植物組織が僅か又は殆んど崩壊せざれば植物組織の原形を維持す。此の腐敗作用を半敗作用と稱す。故に半敗の産出物は樹木その他の植物の粉微塵に崩壊せる植塵より生ずる液體腐植酸及樹木破片等である。

半敗産物が長い年月日の間濕地に堆積し兩作用を受ければ、遂に全敗して大部分は消失す。又半敗産出物を存する濕地が降下し、半敗産出物が水中に沈めば此等半敗殘留物は保存され且長い年月日の間水中に浸漬すれば速に軟化し次の如き泥炭

化作用を受く。

(三)「水中に堆積すれば」——泥炭化し軟化し炭化し一部分は溶解す樹木其の他の植物及半腐産出物が長い年月の間水中而も空氣を含まない停滯水中に堆積浸漬すれば、水に依つて軟化、溶解及分解作用を受ける。而して半敗作用の際に植塵及液體となる。草木及樹木の部分は泥炭化の際に(水の作用に依つて)主に溶解し液體(主に腐植酸)となる水中に長い年月間浸漬すれば草木、樹木の纖弱組織部分及各細胞間の細胞隔膜は溶解して液體となる。(主に腐植酸)

植物の堅牢組織部分は軟化し、且つ細胞隔膜が溶解するも矢張り樹木組織を維持す。然し化學的に分解し炭化作用等が起る。即ち水分、炭酸瓦斯、メタン等が分離してカーボン即ち炭素の含有量が增加する意味なり。

四、「水の作用」——保存軟化、溶解、分離、分解、水の作用を泥炭化作用と云ふ。或る先驅者は總て

ての成因植物は必ず半敗作用を経るものと考へ半敗作用を経ず直接水中に堆積せる場合を考へず、従つて水棲微生物の水中軟化作用に限つて半敗作用を受くるものと云へり。

濕地に堆積せる場合には組織の崩壊せる植塵及液體組織（主に腐植酸）を有する樹木に變じ直接水中に堆積せる場合は、樹木の組織と一部分の液體（腐植酸）を生じ軟化し分解す。故に泥炭は崩壊又は不崩壊の植物の軟化及分解せるものなり。

「濕地に堆積」——植物組織の大部分が大に崩壊して植塵となり、一部分が腐植物となり、一部分が樹木破片として殘存し、水中に沈み泥炭となり次で石炭となつたのが撫順炭等である。

植物の一部分が大に崩壊し植塵となり大部分が樹木組織を維持し水中に沈んで泥炭となり、次で石炭となつたのが新入、平山美唄等の石炭である。

「直接水中に堆積」——大部分が樹木組織を維持し一部分が液體となり泥炭、次で石炭となつたのが田川、

夕張等の石炭である殊に夕張炭は若い樹木より成るか或は天然乾餾作用が良く進んだ爲めか兎に角組織が均等になり、顕微鏡上細胞と細胞との隣接した境界が見分け難い。

「泥水と石炭灰分との關係」——植物が崩壊し分解せんとするとき即ち腐植酸たらんとする際には、礦物即ち灰分と置換し化合す。殊に植物が同族礦物を含有する場合には灰分は容易に多く沈澱す故 (1) 植塵及樹木が十分に崩壊又は硬化しない間に泥水が流れ來れば此の泥水中の泥即ち灰分は植塵及樹木と化合す。即ち斯る植塵及樹木より成る石炭は多量の灰分を含有し、光線は減出す。(2) 植塵及樹木が十分に崩壊し又は硬化し膠質となつた後に泥水が流れ來れば泥は植塵及樹木泥炭と合せずして炭層中の夾雜物となる。故に往々僅か一、二寸位の薄い夾雜物が炭層全面に亘りて存在する事あり。

(五) 「上礬石の壓搾作用」——壓搾作用じ石化し天然乾餾軟化水中に流れ込んだ全敗の殘留物、水中に

沈んだ植塵、樹木、腐植酸、その他直接水に堆積した植物等が長い年月の間水中に浸漬すれば悉く軟化し且つ分解し一部分は溶解し、泥炭となる。

此の泥炭上に土砂（堆積場所即ち泥炭地の傾斜が緩なれば泥念なれば砂亦玉石）が流れ來り泥炭は土砂の下に埋没し壓搾作用を受ける。

(1) 泥炭中の水分が絞り出され、附近に在つた液體（主に腐植酸）は樹木狀泥炭殊に扁材部の細胞中に吸收されて殘存す。又液體が植塵亦樹木泥炭に附着して石炭となる。

(2) 樹木狀泥炭の細胞隙は壓潰される。然し植物液體（主に腐植酸）の浸入した細胞隙は壓潰されない。

(A) 次に天然乾餾が起つて炭化作用（水分、炭酸瓦斯メタンが分離）が行はれ、炭素含有量は増加し樹炭となる。

(B) 更に壓搾されて樹木は岩石の如く硬化し、又天然乾餾に依つて炭化作用は進み、年輪は消滅し褐炭となる。

(C) 天然乾餾に依つて炭化作用は進み、腐植酸は全部變質し著しく多く炭酸瓦斯メタンを分離し往々粘結性を有し瀝青炭となる。

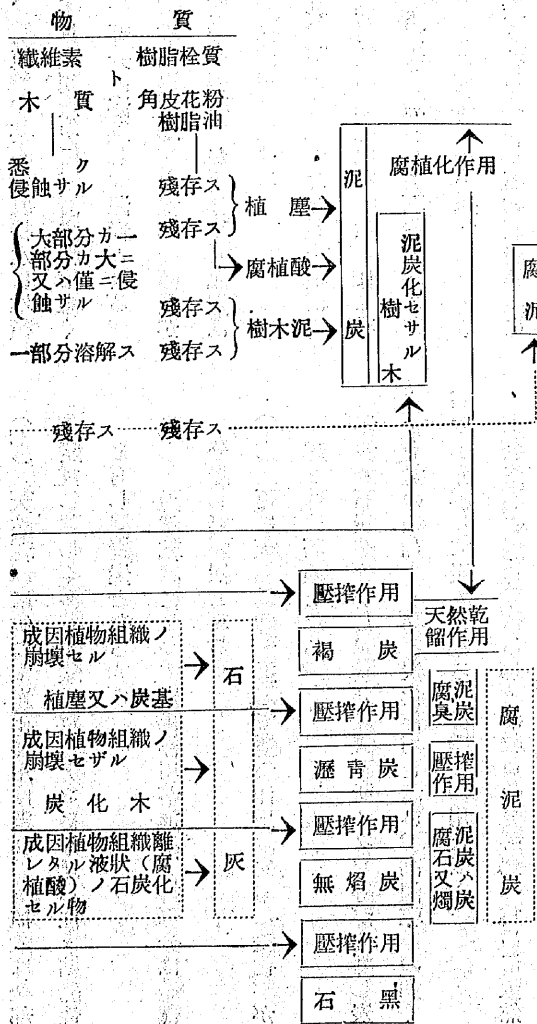
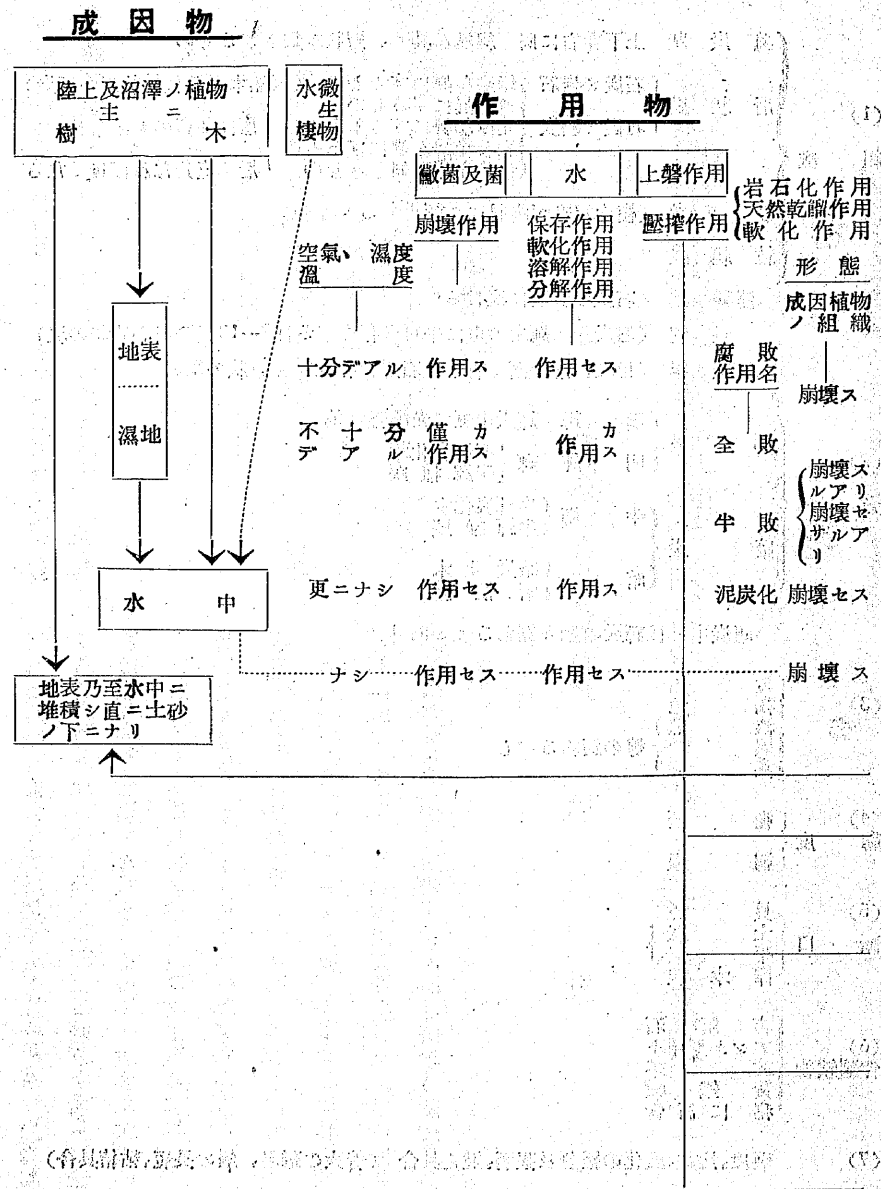
(D) 天然乾餾に依つて炭化作用が進み、揮發分は全部分離し無煙炭となる。

(E) 更に天然乾餾が進んで變炭作用（炭素に變化）が起り遂に石墨となる。

泥炭及石炭が分解し、水分炭酸瓦斯メタン等が分離し炭素含有量の増加する事を炭化作用と云ひ、高温乾餾の如く石炭が分解して炭素となる事を變炭作用と云ふ。

上礬石の壓搾に依る熱及植物質の分解熱の爲めに天然乾餾が起り炭化作用が進むのである。故に上礬石の性質が分離せる瓦斯を透過するか否かに依つて炭化作用に依つてあり、即ち上礬石が厚い頁岩であり、炭化作用に依つて分離せる瓦斯を透過脱出せしめない場合には分離せる瓦斯は鬱積し、其の瓦斯の壓力の爲めに炭化作用は徐々に大いに進み、之れと反對に上礬石が薄い砂岩にして分離瓦斯を容易に脱出せしめる場合には、炭化作用は急速に僅かに

石炭生成作用表



進む。亦炭層附近に逃出せる火山岩の熱の爲め天然乾餾作用を助けて炭化作用を大いに促進無煙炭となる。

(六)「腐植化作用」

植物が腐植物になる作用である。即ち植物が泥炭となり更に壓搾されて水分が絞り出されて天然乾餾が起る迄での作用を云ふ。即ち植物が石炭になる迄での作用

は、崩壊、保存、軟化、溶解、壓搾、岩石化、天然乾餾等種々考えられるけれども、腐植化作用と天然乾餾作用との二作用につきる。

尙外面的特徴の項は次號に譲り参考に石炭生成作用表並に石炭の特徴についてこの表を添付し拙劣な編述を補はんとす。尙次篇より本編輯主要点に突入せんとす。(未完)

石炭特徴に就き注意すべき要點

- (1) 組織
 - 塊炭 状 上下左右に同じ組織を具へ、層状を爲さざるもの
 - 層状炭
 - 石炭と岩石 組織を異にするもの (天然木炭又は粒状岩と石炭)
 - 石炭と石炭 色を異にするもの
 - 光澤を異にするもの
 - 光及光澤を異にするもの
 - 色及光澤の同じきもの
 - 樹状炭 (樹木組織が肉眼にて認めらるゝもの)
 - 粒状炭
 - 變態組織 (石炭の表面に現れる)
 - 眼紋 (石炭殊に輝炭の目に平行に存在する徑2—10耗の同心波状の紋)
 - 鑑鏡 (目又は滑走面を有する石炭に存在する鑑鏡の鑑)
- (2) 光澤
 - 輝炭
 - 明輝 輝炭中更に光澤強き筋
 - 半輝 明輝炭化木
 - 暗輝 明輝植塵
 - 暗炭
 - 半暗 半輝炭化木
 - 暗 半輝植塵
 - 暗炭化木
 - 暗植塵

暗炭中には輝炭の細き筋あるよきあり
- (3) 色
 - 黄褐淡黒漆
 - 色色黒黒

等の別あるべし
- (4) 韌度
 - 脆韌
 - 弱強
- (5) 断面
 - 貝土平樺
 - 木
 - 殼狀坦狀
- (6) 伴隨礦物
 - 方解石
 - アケライ
 - 石下珀礦膏
 - 黄褐
 - 鐵に石
- (7) 硬度、比重、風化の緩急及強弱、燃え具合 (着火の難易、焔の長短、粘結具合)

參

考

試掘出願から鑛業權(試掘權)の生れる迄の經過 (七)

福岡鑛山監督局鑛政課

星

惣

吉

隣接鑛區との間隔地

鑛業法施行細則第十八條に曰く「鑛業出願人他人の鑛區に隣接して鑛區を定めむとするときは中間に十間以上の距離を置くべし但し隣接鑛業權者の承諾を得たる時、試願鑛區の範圍内に於て採掘の出願を爲すとき又は鑛業法第三十三條の二の規定に依り鑛業の出願を爲すときは此の限に在らず。

前項隣接鑛業權者の承諾を得たる時は願書に承諾書を添附して差出すべし之を添附せざるときは承諾なきものと看

做す。

鑛業の監督又は鑛利保護の爲前項の距離の延長又は減縮を必要なりと認むるときは鑛山監督局長は相當の期限を附して出願の増減を命ずることを得」とあり間隔地の問題は此の規定に基づき初めより一定の距離を設け出願せらるゝ人は殆んど皆無と謂ふも過言でない。實際他人の鑛區が何處に設定しあるや又其の鑛區は如何なる形狀を爲しをるや等承知し居る者は尠きのみならず或者の如きは他人の鑛區どころか自分の鑛區の境界すら満足に知らず愈々自分の鑛區又は出願地と重複して出願を爲す者がある、之れは製圖者

の不注意に基づくもの多かるべきも、鑛業出願人も今少し注意せられたるには斯る駄足の問題を一掃し得るものと思料す、是れは飛んだ横道にそれた愚ちであるが右様に自分の鑛區の境界すら判然せず重複して出願する程であるから他人の鑛區の境界すら判然せず重複して出願する程であるから他人の鑛區の境界を知らずとするも敢て不思議とするにあたらざる問題である。

然らば他人の鑛區に重複又は無距離にて出願したる場合は如何に處理すべきかと謂ふに是れは先に鑛區と重複したる出願の處理に於て説明したるが如く同種の鑛區と重複するときは此重複部分の不許可と共に其の鑛區に對する間隔地として十間丈不許可とするも間隔地の不許可は鑛區と重複するときの不許可と異り鑛區を許可する場合隣接鑛區が現存又は現存し得べき状態(優先出願中)に在ることを要し然らざる限り之を不許可するの必要なきものである(此點に關しては鑛業法改正に關する意見として間隔地不許可廢止論を提唱中である)此の間隔地の不許可は別に鑛業法中に明文あるにあらず單に前記鑛業法施行細則第十八條の規

定あるを善ひとし恰も鑛業法の正文の如く心得て不許可處分を爲し來たることとが例となり今では押しも押されぬ慣習法となり行政裁判所に於ても之を法認する處である。從て此の間隔地の不許可は同種鑛物の鑛區たるを將た異種鑛物の鑛區たるを論ぜず單に出願處分當時鑛區として現存する以上此の慣習法に基づき不許可し得ぬものであるのみならず。現在に於ては他人の出願地と十間以上の距離なき出願に對しても先願たる他人の出願が特殊事情に依り處理進行困難の場合之と道連れに何日迄も放任することを除け出願人に於て異議なき限り後願に對し十間の間隔地を不許可し殘地の許可を速進する場合もある。

他人の鑛區と十間以上の距離なくも隣接鑛業権者の承諾書を添附して出願するときは無距離にても試願權を許さるゝものである其の承諾書の提出時期は出願の際たるを可とするも處分前たるに於ては何日にても差支ない。但し間隔地不許可の處分後に無距離承諾書を提出するも最早何等の効果をもたらすものでない。何となれば一旦正當に爲したる不許可處分は取消すものにあらざればなり故に此場合隣接

鑛業権者の承諾を受けたる部分に付試掘權の許可を得むとせば更に出願地變更願(増區出願)を提出するの外途なきものである。其の他鑛業の監督上又は鑛利保護上間隔地の増減に關する規定あるも殆んど活用せられざる條文なるを以て其の説明を省略する。
要するに本條の場合他人の鑛區に對し十間以上の距離を置き出願せられたるものなりや否やを調査し十間の距離を置かざるものなるときは隣接鑛業権者の承諾書あるや否や且つ其の承諾書が完備せるや否やを調べ承諾書提出なきとき若は承諾書が不完備にして之が補充の途なきものなるときは、隣接鑛區との接觸部分十間の範圍を不許可處分爲すべきである。

出願人の資格

鑛業法第五條に曰く「帝國臣民又は帝國法律に従ひ成立したる法人に非ざれば鑛業権者となることを得ず」との規定がある故に日本臣民であれば誰でも又日本の法律に依つて出來た會社で而も其の定款により鑛業を目的と爲し得る會

社なれば合名、合資、株式又は株式合資會社等如何なる種類の會社でも鑛業の出願を爲し得るものである。

未成年者、禁治産者、準禁治産者及妻の鑛業出願には夫々親權者、後見人、保佐人の同意又は夫の許可を得たる書面の提出を要するやの問題あり聊かも出願行為は民法の所謂法律行為に非ざるを以て必ずしも之を必要とするものに非ず單に事實上の行為能力があれば單獨にて之を爲し得るものと解す(行政裁判所も此の見解を採用して居る)故に小學校以上の學歴を有する少年の如き自ら鑛業出願の手續きを爲し得るを以て最早親權者の同意を必要と爲さぬ譯である。妻の場合も夫と利益相反するに於ては夫の許可を得る必要なきものである。

又法人の出願中國家が鑛業の出願を爲す場合は各省とも其の省に於て爲し得るも會社の場合は特に定款中に鑛業を爲す事の目的あるを必要とする其の關係上會社の鑛業出願の際又は出願人名義變更に因り出願人たらんとするときは其の願書又は出願人變更の届書と共に會社の登記簿謄本を提出することが必要である。

會社の目的中單に「鑛業の投資又は鑛業權の賣買」どのみ
とあるもの所謂金融會社は鑛業權を有する資格が無いから
斯る定款の會社に於て鑛業の出願を爲さんとするときは出
願前に定款變更の上其の登記を爲し一般鑛業會社同様の資
格を備へ置く必要とあるのである。

次に出願人の人數は一人にても二人以上にても差支ない猶
其の人は自然人即ち普通の人と法人即ち國家又は會社と共
同に出願することも任意である。二人以上のときは共同出
願と稱し鑛業法第七條に曰く「二人以上共同して鑛業を爲
し又は之を爲さんとするときは内一人を選定して代表者と
爲し鑛山監督局長に届出べし。其の届出なきときは鑛山監
督局長之を指定す。代表者は國に對し共同鑛業出願人又は
共同鑛業權者を代表す。共同鑛業出願人又は共同鑛業權者
は組合契約を爲したるものと看做す」と定められてあるか
ら二人以上にても即ち共同出願を爲さむとするときは其の内
の一人を代表者と定めて届出を要する次第である。代表者
の權限は出願の許可を受くる迄の諸通達を受け其の手續き
を爲すことであるが、鑛業法施行細則第十四條に規定する

手續及行爲は代表者のみにて之を爲す事は許されぬ。

代表者の選定は願書に代表者と表示して置けば別に願書を
提出するに及ばず其の願書が無く願書に代表者の表示も無
いときは鑛山監督局長が代表者を指定し各共同出願人に通
知を爲すものである。鑛山監督局長が代表者を指定する場
合は他に特別の事情なき限り初筆者が選ばれ共同出願の場
合の諸通達は全部代表者のみに宛て發送せらるゝものであ
つて、共同出願人各人には何等の通達を爲さざるものであ
るから代表者を選出するときは此の事を充分心得置き眞に
安心して代表事務を任せらるゝ人を選ばねばならぬことは
敢て他言を要せず、然らざれば將來に悔を殘すことが發生
する虞れがある。代表者若は代理人の惡徳行爲に因り貴重
なる出願權を失ひたる事例を挙げ參考に供する。夫れは自
己の出願が先願にして有望なる權利の許可せらるることを承
知し其の出願地に重複し更に同種鑛物の鑛業出願を爲し前
記出願と後に押出したる出願との中間に他に出願なきこと
を認め先の出願に對し圖面修正命令其の他の通達を受け或
は許可決定の通知を受け指定の期限内に修正圖を提出せず

或は法定の期間内に登録股納付者を差出さず失期し先の出
願に對し却下處分を受け後より提出したる出願を以て許可
を受けんとする所の如き之を氣付きたる他の共同出願人が
あはて、更に出願の手續きを爲すも夫には既に先願あつて
許可ならぬ等の事であるよくよく注意が肝要である。

次に自然人即ち普通の人であると法人即ち會社の様な法律
が造つた人であるとを問はず人には市町村長又は裁判所に
届出、戶籍役場又は登記所に登録せる氏名又は名稱が一人
に對し必ず一つ存在し是れは一つより他に無いものである
鑛業出願の際は必ず此の戶籍簿等に登録の氏名を表出せね
ばならぬ。然らずして姓名判斷の易者から貰ふた呼名や通
稱で出願を爲すときは大切の權利を確保することが出來ず
して失權する場合があるから特に用心すべきである。

又印鑑も其の通り各人は公に證認せらるゝ印章は一人で一
個より持つことも許されないものであるから出願の際願書
に使用するものは必ず市町村長又は裁判所に届出濟のもの
を使用すべきである。然らざれば悪人に乘せられ出願權を
横領せられたる場合之が取戻し等の救済を請くべき途なく

みすく、失權したる實例も尠くない尙住所は各人生活の本
據として常住する場所を表示すべきである鑛業法は假住所
を認めて無いから必ず眞の住所を記載し若し事務處辨の關
係上眞の住所に通達を發せらるゝことが不都合あるに於て
は其の事務所に居住する者を代理人として届出置かるゝに
於ては其の不便を除去することが出来るわけである。

以上の件に付て變更等があつた場合は鑛業法施行細則第二
十六條「住所寄留簿抄本印鑑證明書」の規定に依り戶籍簿
謄本又は登記簿謄本等其の事實を證する書面を添付し鑛山
監督局長に届出を要する次第である。(未完)



管下鑛山勞務者の銃後生活刷新の趣旨

福岡鑛山監督局

事變は既に所謂長期建設の新段階に入つたのであります。蔣政權を繞る國際情勢は尙俄に逆賭を許さざるものがあります。此の間に處し日滿交互に相結んで善隣友好の實を擧げ、以て東亞の新秩序を建設すると云ふ事變最終の目的を達成せんが爲め、今や帝國は國の總力を擧げて一途邁進して居るのであります。斯の如き非常の時局に際し、時局下に於て最も重要な産業の一つである鑛業に關與する我々としては、國防産業に従事する銃後の戰士としての矜持を持つて益々自肅自戒し、假にも世人の指彈を受けるが如き事があつてはならぬのであります。

當局に於ては一昨年來鑛業報國運動並に生活刷新運動を提唱致しましたる處、幸ひにして各鑛山に於て熱心に之を實施せられ何れも多大の効果を擧げつゝあるのであります。

あります。而も此の病氣は極めて傳染力が旺盛であります。此の際防疫を怠るならば我々の村から患者を出さないと云ふことを誰が保證出來ませう。私は今日こそ此の風潮の侵入を防止することに全力を擧げなければならない時機であると考へるのであります。

私共が股賑産業従業員諸氏の奢侈浪費を警めるのに對しまして、多數従業員諸氏の中にはその理由を了解し難しとする人も無いではないかと考へます。今日私共が股賑産業従業員諸氏の奢侈浪費を警めるのに、公私兩面の理由があります。先づ公共的方面としましては、先づ第一に思想上の影響であります。御承知の如く物資動員計畫遂行の爲、所謂平和産業方面に於ては失業轉業者が漸く多からんとする今日、若し所謂股賑産業従業員等に於て不健全なる生活を繼續し何等反省する所がないとしましたらば、不振業者は固より一般國民に對して如何なる思想上の影響を與ふるか多言を要せずして明かでありませう。次は物資の浪費が非常時國策の圓滿なる遂行の障害となる點であります。申す迄も無く近代戦は國家總力戦であり、特に經濟戦であ

て、延いては鑛山従業員諸氏の私生活にも好影響を與へて居るやうに見受けられるのであります。誠に喜はしき次第と存じます。然し乍ら一面時局以來股賑産業方面に於きまして、勞務者の賃銀収入は相當顯著なる上昇傾向を示して居るのであります。之に伴ひ或方面に於ては消費生活の部面に於て相當不健全なる傾向が浸潤して參り、動もすれば奢侈放縱に流れ、又不必要なる浪費を爲す等の風潮が瀰漫しつゝあることを耳に致すのであります。斯くの如き傾向は誠に寒心に堪えない次第でありまして、我鑛業部門には絶對斯かる風潮が侵入せざる様極力之が防衛に努める必要があらうと考へられるのであります。私共は鑛業部門の勞務者諸氏が今日此の惡風潮に感染せられてゐるとは信じませぬ。然し乍ら病氣は既に隣村迄流行して來てゐるので

ります。之が爲め政府は物資の配給を調整し、物價を統制して資材の供給を確保することに努力すると共に國民全般に貯蓄を奨励して公債の圓滑なる消化を圖り、時局に緊要なる産業の生産力擴充に必要な資金を潤澤にすることに努めて居るのであります。

然るに假令國民の一部と雖も必要以上に物資を消費するものがありましては、一面物資需給の調整を圖ることは困難であり物價の騰貴を抑制することが不可能であると共に他面公債の消化を圖り、生産力を擴充する上にも多大の支障を及ぼすのであります。其の影響は實に恐るべきものがあるのであります。又之を個人的方面から見ましても産業界の好景氣と申すものは決して永遠に續くものではないのであります。必ずその反動の來ることを豫期しなければならぬのであります。

今日収入が増したからと云つて永遠に之が繼續するかの如く錯覺し將來に對する準備を爲さず一時の快樂に耽り、遂には精神、身體に惡影響を及ぼすに至ると云ふが如きは誠に危険でありまして、斯くの如き人々の陥るべき運命は

過去に於て數多くの實例を見せられてゐるのであります斯の如く今日に於て股脈産業従業員が不健全なる生活を繼續して行くことがありと致しましたならば、夫は單に個人的に見て面白くないのみでなく國家的に見て看過することの出来ない所でありまして、此の際此等不健全なる風潮を排撃し、進んで生活の刷新を圖り、國策の進行に寄與することを心掛けねばならぬと信するので御座ぬます。

以上申し述べましたる如く此の運動の動機そのものは股脈産業勞務者の消費生活が漸次不健全に流れんとする傾向があるのを防止せんとするに存するのであります、固より其の目標とするところは單に惡習の矯正と云ふが如き消極的方面に止まらず、何處迄も積極的に物心兩面に於ける

生活の刷新を斷行して事變終局目的の遂行に資せんとするに在ります。

實施すべき細目に付ては從來より實行中の鑛業報國、生活刷新の兩運動の夫と多く異なる所はないので在りますが此の際意氣込を新にして之を實行する所に本運動の意義があるのですから、特にその點を御了承願ひ度いと存じます。而して本運動の目的達成の爲には特に事業主各位の率先垂範と勞務者諸氏の自覺的協力が要望せらるゝのであります、各位は此の點に充分御配慮相成り、銃後産業報國に遺憾なきを期せられ度重ねて切望する次第であります。

(完)

未經驗勞務者の初給賃金基準決定

中央賃金委員會第三回特別委員會は二十四日午前九時から厚生省で開かれ、諮問第一號未經驗勞務者の初給賃金の

基準を定むる方針に付き答申案を左の如く決定發表した未經驗勞務者の初給賃金の基準を定むる方針

一、目標 昂騰の趨勢を示せる賃金を抑制し適正なる調整をはかること

二、方法 (一)勞務の需給關係賃金高低の現状を考慮して地方別に初給賃金決定の基準を定むること (二)初給賃金決定の基準は勞働者の職種および事業の種類を區別せずしてこれを定むること、但し鑛山と工場との間には現在初給賃金に相當差異あるをもつて各別に基準を定めかつ鑛山については初給賃金に特に著しき差異ある鑛種を區別して基準を定むるを適當と認む (三)初給賃金決定の基準は工場、事業場の規模の大小を區別せずしてこれを定むること (四)初給賃金決定の基準はこれを勞働者の各年齢別および性別に定むることしかして差當りては十二歳以上二十歳未満の男子について定むること (五)初給賃金決定の基準は定額給と請負給とを區別せずしてこれを定むること但し鑛山にありては定額給の場合請負給の場合において賃金に相當差異あるをもつて定額給と請負給とを區別して定むること

引きつゞき午前十時から中央賃金委員會の第三回總會を

開催、諮問第一號に對する特別委員會の答申案を原案通り可決し右答申案に基づきすでに専門委員會において初給賃金の基準に關し實際的數字を検討して成案を得た諮問第三號(工場未經驗勞働者【男子】の初給賃金標準額)および諮問第四號(鑛山未經驗勞働者【男子】の初給賃金標準額)につき審議を重ね専門委員會の原案通り左の如く可決した

工場未經驗勞働者(男子)初給賃金標準額

地方別	二十歳	三十歳	四十歳	五十歳	六十歳	七十歳	八十歳	九十歳
イ	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
ロ	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
ハ	四	五	六	七	八	九	一〇	一一
ニ	四	五	六	七	八	九	一〇	一一

備考 地方別(イ)は東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、

福岡、長崎(ロ)は北海道、富山、京都、岡山、廣島、

山口(ハ)は福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新

潟、山梨、長野、岐阜、静岡、三重(ニ)は青森、岩手

宮城、秋田、山形、石川、福井、滋賀、奈良、和歌山

鳥取、島根、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

鑛山未経験労働者(男子)初給賃金標準額

一、坑内夫

(一) 坑内夫定額給の場合

鑛山監督局	鑛種別	十六歳	十七歳	十八歳	十九歳
		一四	一五	一七	一八
札幌	石炭山	一四	一五	一七	一八
	其他山	一五	一六	一八	一九
福岡	石炭山	一〇	一一	一三	一四
	其他山	一一	一二	一四	一五
仙台北	石炭山	一〇	一一	一三	一四
	其他山	一一	一二	一四	一五
大東	石炭山	一〇	一一	一三	一四
	其他山	一一	一二	一四	一五
鑛山監督局	鑛種別	十六歳	十七歳	十八歳	十九歳
	石炭山	一三	一四	一六	一七
札幌	石炭山	一三	一四	一六	一七
	其他山	一四	一五	一七	一八
福岡	石炭山	一〇	一一	一三	一四
	其他山	一一	一二	一四	一五
仙台北	石炭山	一〇	一一	一三	一四
	其他山	一一	一二	一四	一五
大東	石炭山	一〇	一一	一三	一四
	其他山	一一	一二	一四	一五

(二) 坑内夫請負給の場合

鑛山監督局	鑛種別	十六歳	十七歳	十八歳	十九歳
		一五	一六	一八	一九
札幌	石炭山	一五	一六	一八	一九
	其他山	一六	一七	一九	二〇
福岡	石炭山	一二	一三	一五	一六
	其他山	一三	一四	一六	一七
仙台北	石炭山	一二	一三	一五	一六
	其他山	一三	一四	一六	一七
大東	石炭山	一二	一三	一五	一六
	其他山	一三	一四	一六	一七

二、坑外夫

(一) 石炭山、金屬山その他非金屬山(石油山を除く)における坑外夫定額給の場合

地方別	二十歳	三十歳	四十歳	五十歳	六十歳	七十歳	八十歳	九十歳
	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇
福岡	石炭山	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九
	其他山	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇
仙台北	石炭山	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九
	其他山	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇
大東	石炭山	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九
	其他山	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇

(二) 石炭山、金屬山その他非金屬山(石油山を除く)における坑外夫請負給の場合

地方別	二十歳	三十歳	四十歳	五十歳	六十歳	七十歳	八十歳	九十歳
	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一
福岡	石炭山	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇
	其他山	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一
仙台北	石炭山	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇
	其他山	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一
大東	石炭山	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇
	其他山	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一

イ 七〇 銭 八五 銭 一〇〇 銭 一一五 銭 一三〇 銭 一四五 銭 一七〇 銭
 ロ 七〇 銭 八五 銭 一〇〇 銭 一一五 銭 一三〇 銭 一四五 銭 一七〇 銭
 ハ 六五 銭 八〇 銭 九五 銭 一一〇 銭 一二五 銭 一四〇 銭 一五五 銭 一九〇 銭
 (イ)は札幌(ロ)福岡、仙台(ハ)東京、大阪各鑛山監督局
 (二) 石油山における坑外夫定額給並に請負給の場合

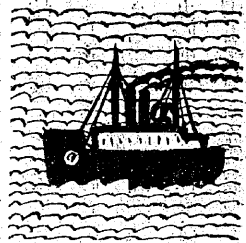
鑛山監督局管内

二十歳	三十歳	四十歳	五十歳	六十歳	七十歳	八十歳	九十歳
一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇

右標準額は一日の就業時間十時間以内のものであるが鑛山の中で金屬山ならびに非金屬山(石炭、石油を除く)の坑内作業については一日九時間以内の額である
 しかし一日の就業時間が十時間(または九時間)を超える場合は十時間を超える一時間に十時間の十分の一の額九時間においては九分の一の額の加算したるものを以て標準とすることになつてゐる

右の答申は厚生大臣より各地方長官ならびに鑛山監督局長あて通牒を發し各地方長官ならびに鑛山監督局長は直に地方賃金委員會を招集してこの賃金標準額に基づき厚生省より内示された賃金高低の幅の範囲内においてその地方の實情に即した未経験労働者の初給賃金を決定、來月下旬までに全國一齊に施行する手筈である

右の初給賃金標準額は本年より約一割減の昨年度の賃金を基準としたもので諮問第一號の答申に明示されてゐる如く低物價政策の見地より専ら賃金の低下を目標としてゐることは極めて注目される、しかし今回の賃金標準額の規正は賃金統制令の適用ある工場(機械製造業、船舶車輛製造業、器具製造業、金屬品製造業、金屬精鑛業)および鑛山に限られ、しかも二十歳未満の未経験労働者(男子)の初給賃金に限り適用せられるものであるが、一般工場もこの統制の主旨に準じ未経験労働者の賃金に關する限り統制を待たずして自發的に低下せられんことを期待しもし自制が行はれない場合は勞務需給調整の萬全を期する立前から賃金統制令の適用範圍の擴大を留意してゐる



石炭船運賃

一、汽船運賃

イ、遠洋

歐洲政局の小康状態と船腹過剰により運賃は下押氣味であり、前途何等かの強材料の現はれざる限り、市況の好轉は期待出来ないと思はれてゐる。最近の遠洋運賃を示せば

孟買—英歐	雜穀	八月積	二四志六片
北米太平洋岸—英歐	米	八月積	二四志三片
西貢—英歐	米	七月積	二五志六片
ウエールズ—ブレード	石炭七、八月積	九志	
喜望峰—英歐	玉蜀黍七、八月積	一七志	
大連—歐洲	大豆	七月積	二三志六片

瓜哇—英歐 砂糖七、八月積 二五志
ウエールズ—坡西土 石炭七、八月積 八志

ロ、近海

近海市況は標準率の制定、未制定の別なく總じて膠着状態を示してゐる。

船主は採算の比較的有利な航路を狙ふ結果勢同方面へ船腹の偏集する傾向あり、配船の合理化が要望されてゐる

ハ、石炭

出廻りは引續き好調で特に樺太炭の荷動き好調なれど船難の爲新規商談の具体化は困難である。運賃も別の變化なく保合つてゐる。

最近の成約運賃は若松より

仕向地	今月中旬	前月中旬
京濱	四、八〇	四、八〇
川崎	五、五〇	五、五〇
伊勢灣	四、三〇	四、三〇
大阪川入	三、五〇	三、五〇
敦賀	四、三〇	四、三〇
仁川	四、八〇	五、五〇

(七月十四日迄の海運特報に據る)

二、帆船運賃

帆船運賃は最近の順調な天候と出炭減により軟調を呈し七月協定運賃は三圓三十錢となり前月に比し十三錢の大巾値下である。

運賃も此邊が最底と見られ八月は保合を豫想せらる。

七月若松協定運賃表

福岡縣若松回漕商業組合

(單位一噸に付)

仕向地	運賃	前年同期	仕向地	運賃	前年同期
和歌山縣			岡山縣		
山良	三、四三	三、三三	牛窓	二、八二	二、八二
大阪府			岡山	二、九二	二、九二
樽井	四、〇三	三、七〇	宮浦	二、九二	二、九二
佐野	四、〇三	三、七〇	小串	二、九二	二、九二
堺	三、四一	三、三三	宇野	二、八〇	二、八〇
兵庫縣			日比	二、八〇	二、八〇
尼ヶ崎	三、三〇	三、〇三	味野	二、八〇	二、八〇
神戸	三、三〇	三、〇三	笠岡	二、六二	二、六二
明石	三、三〇	三、〇三	廣島縣		
			福山	二、七四	二、五二
			尾道	二、六九	二、四七
			三原	二、五〇	二、三〇
			阿賀	二、五〇	二、三〇
			廣島川入	二、四二	二、二二
			福山川入	二、九二	二、六二
			因ノ島	二、五〇	二、三〇
			糸崎	二、五〇	二、三〇
			竹原	二、四二	二、二二
			宇品	二、三三	二、一三

山口県	今津川入	二、五五	二、二七
岩國		二、〇〇	
三田尻		一、九一	一、七五
徳島県	小松島	三、〇〇	三、〇三
撫養		三、〇〇	三、〇三
香川県	高松	二、五五	二、五三
小豆島		二、八三	二、八〇
林田	坂出	二、五五	二、五三
丸龜	多度津	二、五五	二、五三
観音寺		二、五五	二、五三
愛媛県	西條	二、五五	二、五三
川ノ江	壬生川	二、八二	二、八〇
新居濱	菊間	二、五五	二、五三
今治	高濱	二、五五	二、五三
堀江	長濱	二、五五	二、五三
三津濱		二、五五	二、五三
宇和島	八幡濱	二、五五	二、五三

備考

- 一、各地行共二五〇兩以上ハ上記運賃ヨリ貳銭引キノ事
- 二、各地行共陸下ゲ瀬取ハ上記運賃ヨリ貳銭引キノ事

彙報

石炭の公定価格

八月中旬には決定

鐵、纖維も調査急ぐ

中央物價委員會では去る四日鐵、石炭、纖維の三特別部會を新設しこれら基本物資の適正なる戦時低價格の公定を急ぐことになつたが、池田會長としてはさし當り石炭にその主力を集中して石炭の價格形成要素たる利潤、勞銀、運賃などに嚴密なる検討を加へ来る八月中旬までには懸案の石炭公定價格を決定したい意向である。

しかし石炭に次いで鐵の價格についても同様の調査審議を進め一方既に公定された纖維品の價格に對して再検討を加へ一層低位の戦時適正價格を決定する方針であるとしてこれら戦時低物價政策遂行のため同委員會が去る三月政府に對しその發動方を要請した總動員法第十九條

- 三、大阪行ニシテ荷揚ゲノ際節分ケスルモノハ上記運賃ヨリ貳銭増シノ事
- 四、補助帆船並ニ發動機船積雜貨運送率ハ本表ノ(貳割)増シノ事
- 五、指定仕向ケ先ヲ荷主ノ都合ニ依リ變更シ又ハ二港以上ノ積揚ゲニナリタル時ハ相當ノ割増シヲ申受ケル事(重量嵩物ハ其都度協定スル事)

但シ壹港ニテモ貳ヶ所以上積揚ゲニナル時モ同ジ(運賃ハ歩合ニテ上下六月分ヨリ十三錢下)



せしむる必要ありとし第一着手として今回管内の直方、鞍手市郡内所在礦山名とその代表者氏名、炭山の配置圖などを印刷これに坂本所長の勞力供給の斡旋方を懇請する挨拶状を添へて中國、四國、九州内の全紹介所百十ヶ所あてこのほど發送、勞力獲得戰に火蓋を切つたが同紹介所ではこの對外的の新規募集と併行して對内的には炭坑の備みで能率低下の要因をなす稼働者の移動の防止にも一肌脱ぐことになつた。

すなはち炭田には一つの慣習として稼働者の頻繁な移動が行はれ稼働者のうちには甲の炭坑から乙の山へ、今度は丙の炭坑へといふように絶えず礦山を轉々して廻るものが多く現在では稼働者の一習癖の感があり、移動しても結局は炭田内各坑を廻るのであつて炭田外に轉出するようないふことは比較的に少いから一見して全炭田の稼働者数には大した變動はないようであるが、しかしこの移動が能率に影響する点は深刻なもので各坑共通の備みであるが移動防止を目的に實施された肩入制限令も炭田に關する限りはあまり効果がなく坑夫移動はなほ盛んに繰り返さ

「戦時物價統制條項」に基づく物價統制に關する勅令案に就ては未だ政府の手で成案を得るに至らず、従つて總動員審議會にかけるまでに至つてゐない、この點に對しては池田會長も相當不滿を有してゐるので近く物價委員會第六部會において物價統制對策具體案を決定するのを待ち石炭、鐵の公定價格設定に關聯し池田會長より平沼首相に對して右第十九條の急速發動方を要請することになるものと見られる。

轉々する坑夫を

搦手戦術で防ぐ

注目される直方職組の活動

筑豊炭田の勞働力充足のため積極的に活動を開始した直方職組所は稼働者募集のためにはまづ炭田事情を勞力供給地に十分認識

れてゐるのでこれを防止すべく直方職組が乗出したものであるがその方法は、將を獲んさせば先づ馬を射るの筆法から稼働者の主婦に呼びかけ主人達の移動のため出炭能率が下りごのくらの國家に損害を與へてゐるからといふことを所長以下所員が鞍手炭田を巡回講演に出かけてわかりよく説明し主婦達の愛國心に訴へて稼働者の移動習癖を匡正せんとする擲手戦法の妙案である。

満炭の獨占から

滿洲の鑛區開放

愈よ積極増産へ乗出す

廣大な地域に亘る滿洲炭開發は滿炭の獨占到委ねられてゐたが滿洲國內に於ける需要の激増、内地に於ける石炭需要増により急激なる増産の必要に迫られ滿洲國政府は最近滿炭經營鑛區並に未開發鑛區を必要なる方面に開放して積極的増産を圖ることに決定した。然して右に對する滿洲國政府の意向は左の如くである。

一、昭和製鋼その他滿業系重工業工場と密

接なる關係ある重要炭鑛は滿炭のものとして繼續せしめる。

一、滿炭の石炭統制の重要な役割に鑑み今後開放せる鑛區に對しても出来るだけ資本的參加をなせしめる。

一、特定地域を限定して年間十萬噸以下の出炭を爲すものに對しては如何なる資本の進出も可能とすること。

密山炭鑛日鐵へ

滿炭鑛區開放の魁として曩に東邊道開發株式會社が設立されたが續いて密山炭鑛區は日鐵に移讓され積極的増産が行はれるものと見られてゐる。即ち

同炭質は現在最も不足してゐる製鐵用適性原料炭でありこれが増産は刻下の急務とされてゐるので目下滿洲國政府、滿炭日鐵等の間に交渉が進められつつある。

鑛山勞務者

充足策を協議

鑛山勞務者の充足如何が戰時生産力擴充計畫遂行上及び影響甚大なるに鑑み厚生省では今回全國職業紹介機關の全面的活動

と財團法人職業協會の協力により極力充足の方途を講ずる事に決定したが更に近く開かれる道府縣職業課長並に職業紹介所長の地方プロック會議に於ても特に鑛山監督局石炭鑛業聯合會其他産業團體の代表者を招集して左の事項につき打合せ協議を重ね鑛山勞務者の充足に萬全の對策を講ずる事となつた。

一、鑛山勞務者紹介に關する通牒の主旨徹底に關する件

一、求人申込み並に有効なる勞務者充足方法に關する件

一、勞務者の移動並に爭奪防止に關する件

一、其他入坑率の維持向上施設の改善に關する件

神戸市東郊岸に

待望の大貯炭場

神戸市の東郊岸、風光明媚の處、市が巨萬の費を投じて約二萬坪を埋立て、之れが利用方法を研究中を神戸石炭同業組合大江組長が之れを聞知し、二大軍需工場を持つ神戸市が常に適當の貯炭場なく困難せる折柄

であり、殊に聖戰下の今日軍需工業初め大工業が股賑を加へ石炭需要も亦之れに伴つて激増し將來神戸市の發展を考慮するも大貯炭場の必要あるを痛感し、右埋立地岸壁附近の水深も大船を入るゝに充分なるを以て之れを借受け以てこゝに一大貯炭場を設置するのは小は組合員、大は國家としてその裨益する處莫大なりとし、直ちに市に交渉を開始し現在迄幾多の曲折を経て漸く右の内一萬六千坪を借受けるに決定、しかも之れは同組合創立四十周年記念事業の一として辨天濱貯炭場と共に經營する事になつた。爾來大江組長は兵庫縣、神戸市及び海軍當局と數回の折衝を重ねて遂に現實化せしめると共に、更に市が所有するクレーン三臺も借用する事に成功し之れにより荷役の迅速化、經費の節減、需給の圓滑を期する筈である。しかしこの全國炭界に於ても殆んどその類例なき劃期的大事業のスタートといふべき東部貯炭場開設修祓式は潮風爽やかな七月一日午前十時三十分から現場に於て官界、業界の貴紳名士ら約二百名の貴臨を得て華々しき裡にも自肅の精神をこめて最も厳かに執り行はれた。

石炭増産計畫樹立に

福局各團體の意見聴取

最近、國內石炭の需給關係は石炭の不足により著るしく圓滑を缺く状態にあるが今般福岡鑛山監督局ではこれが原因を増産計畫の不徹底によるものとの見解にもとづき、その促進確保によつて供給を増大せしめ石炭の需給調整に乘出すこととなつた。先づその具體的方策として次の要目により石炭鑛業聯合會、九州石炭鑛業懇話會、石炭鑛業互助會、宇部鑛業組合、福岡地方石炭山配給統制協議會、日鐵鑛業株式會社等の關係諸團體に意見を打診することとなり十一日一齊にこれが通牒を發したが各方面から提供された方策をもと、近く増産計畫の強化徹底を行ふことになつてゐる。

一、當局管内に於ける石炭鑛業の統制に關する具體的方策

二、當局管内に於ける石炭鑛區の整理並にこれに伴ひ増産をなすに必要なる具體的方策

三、當局管内に於ける石炭鑛業同資材の配給機構の改善に關する具體的方策

四、當局管内に於ける炭鑛勞務者の充足並に募集方法の改善に關する具體的方策

五、當局管内に於ける炭鑛勞務者の稼働率並に採炭能率を増進せしむるに必要な具體的方策

六、當局管内に於ける石炭山の既存設備の高度利用による増産計畫の遂行に關する具體的方策

豫定量入荷の

見通しつく

日陶聯所要炭

日陶聯石炭共同購入は共購實施以來四ヶ月の七月にはいつて漸く本格的な成績に向ひ、七月一日約一千噸の撫順炭入荷により豫定量三萬五千噸はいよいよ、本月份から實際入荷の見通じかつくに至つた。即ち既契約の昭利系二萬一千噸、日産系六千噸、互助會三千噸、撫順その他約一千噸の合計三萬一千噸は今月から完全入荷となりこの以外に所屬組合の手で手配中のもので北海道方面に數千噸の契約が完了されつつあるので恐らく今月度から三萬

五千趣の實績をあげ得る見込みである。因みに四、五、六の三月月間は平均二萬五千趣の入荷で、毎月一萬趣が不足してゐたものである。

日陶聯の輸出

用炭割當決定

日陶聯の購入炭中輸出用炭の割當比率は左の如く決定した。

- 瀬戸二六・一三% ▲岐工聯三六・二五% ▲名古屋一九・六八% ▲萬古一三・二一% ▲品野〇・六八% ▲常滑四・〇五% ▲愛陶一三河一

石炭統制ブル案成る

共販會社も設立か

更に具體案慎重協議

商工省では炭價統制と配給統制の完璧を期すべく種々研究中であるが、これが根本塞源の解決法として現在の配給機構並に配給方法に根本的改革を加へ共同販賣會社を設立しブル計算による買収販賣を行ふが最

善の案として意見の一致を見るに至つた如くである。これが具體化に就いては行政機構改革實現後燃料局に創設されることにならざるを得ない。而して此の實現は相當重大問題であるから商工省も極めて慎重な態度を取つて居り、業者側も懇談を重ねられるものと見られるが、これが實現は勿論業者側の時局認識と協力に俟ち解決さる可き問題で茲に其の實現を繞り業者の自主的具體案と官治的具體案が登場するに至るものと見られる。

九州山口各地に

合同石炭會社創設

若松合同石炭株式會社では今回九州、山口縣下の石炭供給地における石炭仲買商統制團體結成を促し、各地において合同石炭會社を創設することに、三十日午後一時若松合同石炭會社臨時總會を開催、これに伴ふ定款變更の件を協議する。實現の上は若松石炭が九州、山口縣下同業統制會社の母體として各地業者と組織的聯絡の下に統制を強化、國策に協力するものである。

全滿一元的配給機關

石炭販賣會社設立

九月初め四都で開業

冬期石炭需要最盛時における民需石炭の配給不圓滑は昨年の實例に徴するも深刻なる社會問題であるのでこれが調節に開いては配給の總元締日滿商事をはじめ省、市、商工公會、警察、協和會各機關協力の下に善後策を講じたのであるが、今年度はこの前轍を踏まず煖房用は勿論、工場用炭の配給圓滑化と適正價格の維持を期するため配給機構の根本的改革を行ふべく先般關係當局の指示に基き日滿商事で改組案を樹立するに決定、この程各地關係者に原案を内示した。

それによると新京、奉天、哈爾濱、大連其の他全滿主要都市に配給網を設くる資本金百萬圓の石炭販賣株式會社を設立、新會社をして一元的配給を行はしめるもので、新會社は各地既存の日滿商事指定販賣店の販賣權を全部繼承し、株式を割當て一部は日滿商事も引受け、常務取締役役をそれら、專任せしめることとなつて

ある。

なほ新會社開業は九月一日と豫定され、これに先立ち各都市に散在する小賣業者は新會社の小賣取引店に指定され、未稍配給組織を整備する等での機會に基礎並に信用薄弱な販賣店は完全に整理されるものと見られる。新會社設立後の石炭配給機構左の如し

山元―日滿商事―新會社―小賣店―消費者

内地でも

統制要綱決る

商工省機構の改革で石炭行政は燃料局に統合され目下生産、配給價格の一貫統制を旨として調査研究を急いでゐるが遅くとも今冬の石炭需要最盛期までには生産、配給價格消費統制を實施する意向である。即ち一、生産統制は嚴密なる需要調査を爲し不足數量並に不足炭種を明かにしこれに基づいて増産計畫を樹立することになるが重要礦物増産法に基づく増産命令は不可避としてゐる。現在最も不足せる炭種は高カロリー炭及び強粘性原料炭であるが

これが増産には適當な炭種を選定し増産命令を下し專屬官吏官を置いて増産に遺憾なからしむ

二、肥給統制はボイラー用石炭は年間一萬噸以上の需要者に対しては全部切符制を採用する根本方針を決定してゐるが炭種の適性利用並に配給機構の改革を斷行し極力取引の單純化を圖るべく具體案を急いでゐる。

三、炭値の統制については現在の二重三重相場は徹底的に統制する方針で目下研究を重ねてゐるが結局昭和系とアウトサイドとの或る程度の値開きは不可避、其の幅の縮小に努めてゐる。

四、消費統制、需給跛行の原因が勢力、物資等増産條件の不備によるに鑑み消費の節約合理的燃焼に力を注ぐ方針で全消費量の約一割節約を目標としてゐる。すなはち年間石炭消費總數を五百五十萬趣と見ればその一割が百五十萬趣を節約せんとするものである。

石炭も共販制に

來月六月、全國石炭統制組合理事會で協議

石炭配給の合理化については官民等しく最善の方法を研究してゐるが商工省では石油と同様の形態を組織し販賣は共販會社を以て當らしめ昭和石炭、互助會はじめ日産其他の大小アウターサイドの諸炭礦會社全部を加盟せしめる方法が有力化して來たことは注目される。

石炭業者として種々難多炭種のあること故、如何なる方法で行はれるものか不明であるが之が實行には相當困難が伴ふものと見てゐる。すなはち石炭問屋（御問屋と仲買問屋）の口錢率の半減が行はれんとしてをり此の今回の第二次的の石炭統制の強化について七月六日の全國石炭統制組合理事會にて販賣業者側の意見を答申するが之と共に共販について研究が進められるものとされ炭礦側の販賣が單一化された暁は運炭上の不都合も解決し石炭の配給は一段と合理的となるものとされ銚柄賣りも廢されて等級制の實施までになり合理的な炭炭も行はれるやうになることとされてゐる。

五月以降送炭

十六萬噸を減す

石炭聯合會の実績

本年に入つて五月末までの石炭聯合會（昭和系炭坑）の送炭実績は四月北海道貯炭が一氣に出廻つた爲一萬噸餘増送となつた外は減送となり本年の増産計畫豫定數量に對しては約百萬噸といふ大きな開きとなつてゐる。互助會其他のアウトサイダーも同様の状態を見てよく増産へ必死となつてゐる。此の反對現象は重大視されてゐる。これは勿論稼働者不足、資材配給不圓滑がその原因と見られ、労働者は比較的安泰で賃銀の高い軍需工業に走つて炭坑従業員の拂底を來した結果と資材配給不圓滑からくる現象を來したものと見られてゐる。炭坑稼働者の吸収には賃銀値上げや納屋その他福利施設の完備などを必要としそれは眞に炭價に影響するので政府が今後如何なる方途に出るか注視されてゐる。

全國の資本を合同し

石炭販賣會社を創設

需給の統制いよく強化さる

全國石炭商聯合會役員會に出席のため上京中だつた若松合同石炭會社専務中平竹三郎氏は十一日歸若して語る。事蹟下の石炭需給の統制は一層強化されることとなつたが商工省の意向としては組合統制くらゐで満足せずこの際百尺竿頭一步を進めて全國石炭商の資本合同を行ひ資本金一億圓くらゐの販賣會社を創立し各地に支店出張所を設置して大手筋礦業に對する昭和石炭會社の如く一トンの石炭も洩さないといふ統制を實行せんとするものでこのまゝでゆけば消費節約のため家庭用炭鏡湯用炭などは代用品を使ふことにならう。

店費、口錢は其儘

共販問題本格化す

全國石炭仲買業者の運命を決するのみなられてゐた、全國石炭統制組合聯合會の第四回

即ち十三年度中の内地撫順炭輸入數量は百萬噸であつたが本年度は一月以降五月累計で僅かに二十二萬六千餘噸に止まり、その状況で推移すれば五十萬噸乃至六十萬噸の輸入に終るものと見られ同炭需要筋は代炭調達に大苦となつてをり石炭不足はいよゝ深刻化してゐる。

鐵、石炭、纖維品の

配給機構再編成

商工省「價格抑制」に對處

中央物價委員會はさきに鐵、石炭、纖維の三品目につき特別部會を設け、遅くも来る八月中旬までにはこれら三品目の適正價格を決定すべく目下鋭意調査研究を進めてゐるが、商工省でもこれに對應して鐵、石炭纖維につき配給機構の再編成を斷行することとなり、總務局を中心とし關係部局の間でこれが具体案の作成を急いでゐる。商工省の方針は

一、中央物價委員會が右に擧げた三品目の適正價格を政府に答申した場合これを効果的に實行するには單なる價格抑制の範

定例理事會は、既報の如く六日から東京に於て、聯合會より足立、藤井正副會長、澤田専務理事ら出席、加盟八統制組合より各理事長並に常務理事ら參集、特に商工省より中村事務官も臨席のもとに開かれ、種々重要協議を遂げた後九日閉會したが、これが協議内容に就いては例に依つて極度に外部への發表を控へてゐるので詳細は不明であるが、仄聞するところによると、事前必至と豫想されてゐた所謂業者の生命線たる店費、口錢の引下げは尙ほ當分延期され、それに代つて至難と目されてゐた共販會社の設立問題が、愈よ本格的に取上げられるに到つた模様である。

すなはち、店費、口錢の引下げは現行を以つて既に最後の線としてゐる業者も少なくなく、従つてこれ以上の引下げは將に死活の問題であるとする輿論も起りつゝあり、それよりは、圓滑なる石炭供給の根本問題たる市場經由炭の確保こそ當面の急務であるとして、店費、口錢問題は暫らく現行のまゝで手を着けず置き、代つて急速に共販問題が如上にはされるに至つたものと思はれる。

圍を越えて配給機構の根本的變改を必要とするに至ることは明白であるからこれに對處すべく方策を樹立することが緊要である。一、配給機構再編成の方法としては（イ）切符配給制の擴充（ロ）原材料、製品を包含する配給制の確立（ハ）現存配給機關の整理改廢により一元的配給統制機關の樹立などを出來得る限り綜合的に實施する

といふにある。しかして民需用物資の使用乃至消費制限が現在までにおいて殆ど最高度に實行されてをり、これ以上壓縮を加へる餘地は皆無さへいはれるに鑑み、商工省としては計畫物資の合理的消費ならびに配給制物資の他方面への流用の禁制などに力を注ぐこととし、八月上旬ころまでにこれに必要な法令を逐次公布施行する意向である。

鑛山時代

鑛山監督局多忙

鑛山時代出現が、我もくも時代の波に乗つて福岡鑛山監督局に出願した件数おほひ

而して右共販會社は、一方に昭和石炭及び互助會其他のアウトサイダーを打つて一丸として設立が目論まれてゐるものと見られ然別箇なもので、これは全國仲買業者が市場經由炭の確保のため設立するもので、従つてこれを全國的なものにするか、乃至は各地方別に設立するかに就いては、未だ決定して居らず今後各地統制組合に於て慎重考究することとなつてゐる。なほ次ぎの全統第五回理事會は来る二十七日から凡そ三日間に亘つて大阪に開かれる豫定で、これには中村事務官も臨席し各地統制組合が支持寄られる共販問題の具體策を中心として協議される筈である。

撫順炭輸入期待薄

五、六十萬噸に終らぬ

内地石炭需給の逼迫せる本年度において撫順炭の輸入數量は、二三年の減少傾向を訂正して百五六十萬噸の輸入が期待されてゐるが最近増産の不圓滑、滿洲國內の需要増の爲め此期待は裏切られ遂に本年度の輸入數量は五、六十萬噸に止まる模様である

登録件数は戦前の昭和十二年度一月から六月までの上半期と、昭和十四年度の上半期を比較すると約二倍になつてゐる。種別にかた比較件数は次の通り

(昭和十二年度上半期出願件数) 試掘二千七百十▲採掘十八▲砂鑛區廿四(昭和十四年度上半期出願件数) 試掘二千三百四十二▲採掘四十四▲砂鑛區五十一(昭和十二年度登録件数) 試掘五百卅七、採掘八、砂鑛區二(昭和十四年度登録件数) 試掘千八百十八▲採掘十五▲砂鑛二

福岡地方鑛業

報國聯合會

結成の機運成る

福岡鑛山監督局は「福岡地方鑛業報國聯合會」の名稱のもとに結成の準備を進めてゐたが、規約の成案を得たので業界の有力者に諮りさらに案を練つた上で遅くとも本月下旬には創立總會を開動する。

若松新棧橋の最終工事に着手

來年五月までに竣工

若松港石炭荷役圓滑化のため一昨年十月來總工費百餘萬圓を投じ改築中の若松新棧橋最終工事を中部乙工事起工式は十三日午前十時から執行された。來年五月竣工の豫定で先に完成の東部、中部甲、西部工事と共に全部の完成を告げるわけである。新棧橋は全部鐵筋コンクリートで木造の舊棧橋が龜腹のため手潮の場合荷役船舶

が近寄れないのに較べ直角のため如何なる船舶でも自由に横着けされ又シュートの口が從來よりも約一メートル高くなり勾配も十分なため石炭荷役に多大の能率を上げ得るものと竣工を期待されてゐる

三井、三菱も乗出し

滿炭の鑛區開放

滿洲に於ける石炭開發を促進するため滿炭の鑛區を開放することになつたが日鐵の放山炭鑛經營のほか早くも三井、三菱兩社でも滿洲乗出し工作に着手してゐる。即ち三井鑛山は阜新、北票の兩炭田、三菱鑛業は開島地方の和藏開發を目指し滿洲國炭業委員會、滿炭等と交渉を進めてゐるが、これが落着は尙迂餘曲折を経るものと見られてゐる。すなはち阜新炭の如きは滿炭に於いて今年度出炭二百四十萬噸を目標に力癩を入れて來たものであるだけに直ちに滿炭が手離すかどうかは多大の疑問があり内地資本の進出は結局滿炭が未だ手をつけてゐない未開發炭田が主なることとなるものと見られてゐる。

久恒鑛業(九州)

下花園炭開發

新會社を設立

察南下花園炭鑛のうち蒙疆聯合委員會所有鑛區は從來大同炭鑛と共に撫順炭鑛の手で採掘されてきたが委員會では今後これが開發を大同炭鑛とは別個に九州の久恒鑛業會社に委任經營せしめ出炭の増加をはかる共に隣接鑛區の統制開發を行ひ自場消費炭補給の強化をはかることとなり久恒鑛業全額出資のもとに六百萬圓、四分の一拂込の下花園炭鑛公司を近く設立することとなつた

同公司は本社を張家口、支社を下花園に置き本年百五十萬噸、二十九年度三百萬噸、三十年度四百萬噸、三十一年度五百萬噸の出炭計畫を有してゐる。

大口需要筋に

炭鑛經營を悠憑

大陸炭開發に拍車

燃料局では本年度の石炭供給不足対策として積極的増産、配給統制消費節約等綜合的調整具休案の作成を急いでゐるが最近日本發送電鐵道用炭、船舶燃料、製鐵用及ガス用原料炭等の大口需要者をして滿洲及北支

炭に投資又は直接炭鑛開發に當らしめその需要總數の大体半分は大陸炭を使用せしむべしとする意見が有力化してゐることは注目される。即ち滿炭の所有鑛區の分割により既に日鐵其他は滿洲炭鑛經營に乗出さんよしてをり又日本發送電の如きも東邊道開發會社に投資することに相當數量の確保を計畫中で既に或る程度大陸炭依存傾向は具體化してゐるが當局としては一層これが傾向を普及徹底せしむることとなるべく殊に陸海軍御用船及び一般船舶のパンカも出来るだけ大同、其他大陸炭の積込みを悠憑するべしとならう。

九州水力電氣株式會社

本會記事

武内專務歸來談發表

本社の武内專務は二十日特急富士で歸社し若松記者團に最近の炭界の動向其他に關し歸來談を發表したが其の要旨は左の如くである

互助會石炭株式會社
專務取締役 武内禮藏

石炭ニ關スル緊急要務ノタメ本月十一日東京商工省ヲ初メ關係各省ヲ歴訪殊ニ小島燃料局長官及中央物價委員會石炭委員長小川郷太郎氏並ニ全委員長高橋龜吉氏トモ親シク會見炭界ノ現狀及將來ニ付纏々陳情シ又腹藏ナキ意見ヲ交換シタ、詳細ハ未ダ發表ヲ差控フルガ二、三ノ點ヲ申上グレバ
一、石炭聯合會ヤ互助會ノ自治的團體所屬ノ石炭ハ全面的配給統制トナリ來ル十月一日頃ヨリ實施ノ運びニ至ル

様デアル

二、從テ現在ノ非加盟炭坑ハドウナルカト云へバ差當リ政府ノ直轄トシテ指示ヲ受ケルコト、ナルガ石炭不足ノ現狀ニ於テ相當有利ノ立場ニアル非加盟炭坑モ當局ノ談ニヨレバ此ノ統制強化ニヨリ炭價ニ重壓ヲ受ケルコトニナルノハ免カレズ此ノ際何レカノ團體ニ加入セナケレバナルマイ

一、石炭ノ供給不足ニ至ル原因ハ色々アルガ就中勞働者ノ不足デ是レハ事變勃發直後カラ充足問題ニ付互助會ハ半島人ノ勞働者移入等ニ付極力陳情請願シテ來タガ今ニ其ノ實現ニ至ラズ又鑛業用ノ資材ガ軍需工業用ト同一ノ配給取扱ヒラ受ケナカッタタメ資材不足此ノ二ツガ主因ヲナシテ居ルハ勿論デアルガ要ハ生産又生産ニ力ヲ入レルコトガ具體的ニ種々ノ事情ノタメ遂行出來ナカッタノデ石炭ノ不足ヲ應フニ至ッタノデアルガ今

後ノ増産對策トシテ政府ハ勞働力ノ充足及資材配給ニモ具體的方針ガ著々確立サレツ、アル様デアルガ吾々業者ハ一日モ早く其ノ實現ヲ要望シテ止マヌ次第デア

一、尙増産計畫ニ付テハ豫而關係當局ノ指示ヲ受ケテ申請中ノ既設備ヲ其ノマ、ニ利用シテ公正ナル見地ヨリ國家的ニ有利ヲ採掘ヲナン得ル隣接第三者ノ鑛區ニ對シテハ鑛區ノ一部分讓又ハ分割等ニ付當事者間ニ於テ適正妥當圓滿解決ノ一日モ速カナラムコトヲ望ムモノデア

若シ相互關係者間ニ於テ解決至難ノ場合ハ其ノ交渉顯末書ヲ監督官廳ニ提出シテ鑛物増産法ニ基キ公正ナル裁定ヲシテ貰フ積リデア。此ノ問題ハ商工省當局ハ勿論中央物價委員會デモ現下ニ處スル石炭増産上極メテ重要性アルモノトシテ實現ヲ期シテ居ラル、様デア
一、以上要スルニ政府部内各關係當局ニ於テ石炭燃料ノ適正配給ト増産ニ對シ眞剣ニ討究セラレ殊ニ商工省ハ當

局トシテ關係各省トノ聯絡ヲ緊密ニ且ツ徹底シテ居ル様ニ思ツタ、吾々業者ハ此際政府ヲ信賴シ其ノ方針ヲ尊重シテ監督官廳ノ指示ヲ遵奉益々鑛業報國ニ邁進セネバナラヌ云々

互助會地方部會

第十六回事務打合地方部會ハ會社側ヨリ、安西、野見山熊川出席左記日取及ビ議題ニ依リ開催セリ

- 上嘉穂部會 六月十日 於若松「にしき」
- 飯塚部會 六月十二日 於新山野炭礦
- 西川部會 六月十三日 於芦屋「井上食堂」
- 遠賀部會 六月十四日 於香月「梅ノ屋」
- 田川部會 六月十五日 於筑鐵本社

議 題

- 一、貨車問題ニ關スル件
 - (1) 部會提出書類ニ關スル件
 - (2) 査定審議ニ就テ
 - (3) 六月分各礦配車査定案ノ審議

- (4) 本土送リニ關スル件
- (5) 炭標ニ關シ
- (6) 其他一般事項

- 一、西部荷役改善規約立案ニ關スル件
- 一、戸畑驛炭積機使用汽船積石炭取扱手續ニ關スル件
- 一、一般炭況ニ關スル件
- 一、日本發送電株式會社ニ關スル件

●肥前支部諸行事

一、第六回支部總會

六月廿九日午後四時佐世保市萬松樓ニ於テ第六回支部總會開催。吉原支部長、兒玉、角口、井家上(代理)各常任理事、有吉、麓各理事、松島(福井炭礦)、中野(江里)、高橋(大伊万里)、中橋(山住)、高橋(土肥ノ浦)、廣川(角山)、小代(川釣)、右近(名切)、林(日字)、三崎(古賀)、眞田(香焼)、佐田(立岩)、荒木(勝田)、木村(大黒)、仁部(新屋敷)、齊藤(大坪)、各會員、互助會側安

西、熊川、早田出席ノ上、左記事項ヲ附議決議セリ。

議 題

第六回肥前支部總會議題

- 一、一般炭況ニ關スル件
- 二、商工大臣ト武内事務下ノ會見經過ニ關シ
- 三、炭價ニ關スル件
- 四、アウトサイダー炭坑ニ對スル最近ノ商工省ノ統制方針ニ關シ
- 五、仲買商統制ノ強化ト共同販賣問題ニ關シ
- 六、東邦電力料ニ關シ
- 七、鐵鋼統制問題
 - イ、釘、針金、亞鉛引鐵板ノ最近ノ配給狀況ニ關シ
 - ロ、カーバイト配給ニ對スル商工省ノ最近ノ配給方策ニ關シ
 - ハ、特別會費ニ關シ
 - ニ、生産擴充ニ關スル件
 - イ、増産法ニ基ク會員炭坑隣接鑛區讓渡若クハ鑛區増減ニ關スル裁定整理問題ニ關シ
- 八、生産擴充ニ關スル件
 - イ、増産法ニ基ク會員炭坑隣接鑛區讓渡若クハ鑛區増減ニ關スル裁定整理問題ニ關シ

各理事、互助會支部、安西主事、早田出席左記議事ヲ附議ナシタリ。

第七回支部理事會議題

- 九、日發納炭追加數量ニ關シ
- 十、日滿支石炭聯盟加盟ノ件
- 十一、惠比須、角山、大坪、久間炭礦新規入會ニ關スル件
- 一、鐵鋼統制講習會

七月八日午後一時佐世保市公會堂ニ於テ、福岡鑛山監督局久保係官ノ臨席ヲ仰ギ、福岡鑛山監督局管轄下互助會肥前支部會員炭礦ニ對シ、左記議事ノ内容ニ關シ懇切ナル説明ヲ願ヒ、配給統制手續並ニ事務的細則ニ關シ大イニ成果ヲ得タリ

議 事

- 一、洋釘、針金、鐵線配給ニ關スル件
- 一、カーバイトニ關スル件
- 一、鐵鋼材配給ニ關スル件

一、第七回肥前支部理事會

七月十九日午後貳時支部會議室ニ於テ、第七回支部理事會開催。吉原支部長、兒玉、角口各常任理事、麓、有吉



石炭鑛業權設定

(自昭和十四年五月十一日
至昭和十四年六月十日)

福岡鑛山監督局

登録番號	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名
佐賀 三三六	藤津郡七浦村濱町	八五〇,〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内三丁目 三菱鑛業株式會社
同 三三七	同上	三〇〇,〇〇〇	同上
長崎 三三三	東彼杵郡彼杵村	九六〇,〇〇〇	福岡市大名町 高須重彦
同 三三四	同郡子綿村	八二〇,〇〇〇	同上
宮崎 三三六	南那珂郡吾田村	一,〇〇〇,〇〇〇	名古屋市熱田區池田町 株式會社鈴木石炭商店鑛業部
山口 三三九	厚狹郡万倉村	二七〇,〇〇〇	山口縣厚狹郡万倉村 中村雅輔
福岡 三〇五	遠賀郡水卷村中町遠賀村	三〇〇,〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目 三菱鑛業株式會社
同 三〇六	粕屋郡志賀島村並ニ海面	一,〇〇〇,〇〇〇	宇部市宇野 西村宇治 外一人
佐賀 三〇八	東松浦郡入野村並ニ海面	九三〇,〇〇〇	宇部市中宇部 福本梅助
同 三〇九	藤津郡久間村杵島郡橋村須古村錦江村	九七〇,〇〇〇	貝島炭鑛株式會社
福岡 三〇九	糸島郡周船寺村波多江村今宿村元岡村	六〇〇,〇〇〇	株式會社 藤生商店
同 三〇〇	遠賀郡岡垣村	二八〇,〇〇〇	同上
同 三〇一	嘉穂郡大分村	八、七〇〇	直方市山部 赤星義浩 外一人
山口 三〇三	美禰郡秋吉村太田町滿儀	四六、五〇〇	兵庫縣武庫郡精進村背屋 藪田種市
福岡 三〇四	三池郡開村	一三〇,〇〇〇	小倉市鍛冶町 藏内治郎兵衛外二人

同 三〇五	山門郡大和村並ニ海面兩開村地先海面	八三、〇〇〇	同上
佐賀 三〇五	佐賀郡兵庫村金立村高木瀬村	二八、〇〇〇	東京市日本橋區室町二丁目 三井鑛山株式會社
同 三〇六	神崎郡三田川村神崎町城田村	三、〇〇〇	同上
同 三〇七	佐賀郡南川副村中川副	三、七〇〇	同上
同 三〇八	同郡西川副村北川副村	三、五〇〇	同上
同 三〇九	杵島郡須古村錦江村龍玉村	九、〇〇〇	福岡縣嘉穂郡大隈町 久恒得郎 外一人
同 三一〇	同郡北有明村並ニ海面	五、一〇〇	同上
山口 三一一	吉敷郡西岐波村地先海面宇部市地先海面	四、〇〇〇	宅部市小串 瀬戸軍一
同 三一二	大津郡向津村並ニ海面	一,〇〇〇,〇〇〇	同 市冲宇部 稻村久惠
長崎 三三六	西彼杵郡高濱村地先海面	四、〇〇〇	長崎縣西彼杵郡長興村 廣瀬傳市
宮崎 三五八	南那珂郡吾田村畑田村油津村	六三、〇〇〇	名古屋市熱田區池内町 株式會社鈴木石炭商店鑛業部
山口 三八六	美禰郡東厚保村大嶺村	七〇、〇〇〇	東京市目黒區自由ヶ丘 宮崎芳作
同 三八七	吉敷郡佐山村荒川村並ニ海面	九四、〇〇〇	守部市冲宇部 松井彦一 外四人
長崎 三三九	北高來郡古賀村西彼杵郡矢上村	八九、〇〇〇	門司市大里 三崎友一
同 三三〇	北松浦郡調川村上志佐村	三六、〇〇〇	佐世保市長尾町 羽田榮重
同 三三一	同郡志佐町上志佐村	同上	同上
同 三三二	北松浦郡杵木村世知原村佐賀縣西松浦郡二里村大山村東山代村	五九、〇〇〇	佐世保市谷郷町 田川熊吉
山口 三八一	宇部市地先海面厚狹郡小野田町地先海面	六二、〇〇〇	宇部市冲宇部 東見初炭鑛株式會社
同 三八二	同上	六五、〇〇〇	同上
同 三八三	厚狹郡小野田町地先海面	五八、〇〇〇	東京市芝區田村町一丁目 宇部鑛業株式會社

鹿兒島	〇六九	日置郡東市來下伊集院村	三〇四,〇〇〇	同	縣田川郡金田町	辻 万次郎	外一人
熊本	〇七二	葦北郡日奈久町八代郡金剛村高田村	〇六六,〇〇〇	同	東京市麻生區覺町	中井 史郎	外二人
同	〇七三	同郡日奈久八代郡金剛村	〇五九,〇〇〇	同	上	上	上
同	〇七四	同郡同村	〇七二,〇〇〇	同	上	上	上
長崎	〇七五	北松浦郡紐差村地先海面西中野村地先海面	〇七二,〇〇〇	同	宇部市中字部	末富幸次郎	外一人
同	〇七六	東彼杵郡折尾瀬村	〇七〇,〇〇〇	同	佐世保市山縣町	中村 禎一	外一人
同	〇七七	北松浦郡細差村地先海面	〇六九,〇〇〇	同	同市地行東町	北 敬	士
同	〇七八	早良郡殘島村並二海面福岡市地先海面	〇六九,〇〇〇	同	宇部市中字部	竹中 雪藏	外一人
山口	〇七九	厚狹郡吉田村東田村	〇六八,〇〇〇	同	同市小串	沖ノ山炭礦株式會社	三井
同	〇八〇	厚狹郡小野田町地先海面	〇六八,〇〇〇	同	上	同上	同上
同	〇八一	同郡小野田町地先海面	〇六八,〇〇〇	同	長崎縣北松浦郡中里村	福田 鶴三	外一人
佐賀	〇八二	西松浦郡二里村大坪村大山村	〇六八,〇〇〇	同	東京市日本橋區室町三丁目	三井礦山株式會社	三井
同	〇八三	神崎郡城田村境野村	〇六八,〇〇〇	同	長崎市引地町	原 庄次郎	外一人
熊本	〇八四	天草郡一町田町宮津村	〇六八,〇〇〇	同	山口縣吉敷郡名島村	秋 本 澗 輔	秋 本
長崎	〇八五	南松浦郡育村並二海面	〇六八,〇〇〇	同	宇部市中字部	末富 幸治郎	末富
同	〇八六	北松浦郡細差村地先海面	〇六八,〇〇〇	同	東京市杉並區菘窪一丁目	大平 礦業株式會社	大平
福岡	〇八七	嘉穗郡大隈町	〇六八,〇〇〇	同			

鹿兒島	〇六九	日置郡東市來下伊集院村	三〇四,〇〇〇	同	縣田川郡金田町	辻 万次郎	外一人
熊本	〇七二	葦北郡日奈久町八代郡金剛村高田村	〇六六,〇〇〇	同	東京市麻生區覺町	中井 史郎	外二人
同	〇七三	同郡日奈久八代郡金剛村	〇五九,〇〇〇	同	上	上	上
同	〇七四	同郡同村	〇七二,〇〇〇	同	上	上	上
長崎	〇七五	北松浦郡紐差村地先海面西中野村地先海面	〇七二,〇〇〇	同	宇部市中字部	末富幸次郎	外一人
同	〇七六	東彼杵郡折尾瀬村	〇七〇,〇〇〇	同	佐世保市山縣町	中村 禎一	外一人
同	〇七七	北松浦郡細差村地先海面	〇六九,〇〇〇	同	同市地行東町	北 敬	士
同	〇七八	早良郡殘島村並二海面福岡市地先海面	〇六九,〇〇〇	同	宇部市中字部	竹中 雪藏	外一人
山口	〇七九	厚狹郡吉田村東田村	〇六八,〇〇〇	同	同市小串	沖ノ山炭礦株式會社	三井
同	〇八〇	厚狹郡小野田町地先海面	〇六八,〇〇〇	同	上	同上	同上
同	〇八一	同郡小野田町地先海面	〇六八,〇〇〇	同	長崎縣北松浦郡中里村	福田 鶴三	外一人
佐賀	〇八二	西松浦郡二里村大坪村大山村	〇六八,〇〇〇	同	東京市日本橋區室町三丁目	三井礦山株式會社	三井
同	〇八三	神崎郡城田村境野村	〇六八,〇〇〇	同	長崎市引地町	原 庄次郎	外一人
熊本	〇八四	天草郡一町田町宮津村	〇六八,〇〇〇	同	山口縣吉敷郡名島村	秋 本 澗 輔	秋 本
長崎	〇八五	南松浦郡育村並二海面	〇六八,〇〇〇	同	宇部市中字部	末富 幸治郎	末富
同	〇八六	北松浦郡細差村地先海面	〇六八,〇〇〇	同	東京市杉並區菘窪一丁目	大平 礦業株式會社	大平
福岡	〇八七	嘉穗郡大隈町	〇六八,〇〇〇	同			

△日本發送電株式會社主催、懇談會、若松みどりやに開催
本社より武内専務以下出席す。

△福礦局、鑛山勞務監督指導を強化、長期建設、鑛業報國
の精神に對處することになつた。

七月五日(水)曇

△北海道送炭數量は依然減退をつけ、憂へられてゐる。

七月六日(木)晴

△本社と福礦局との懇談會を博多一方亭に開催、福礦局か
ら中村局長以下、本社からは武内専務外各重役多數出席
した。

△總動員法の發動により鐵、石炭の價格引下斷行せらるべ
しと各紙報導、世間の耳目をひいた。

七月七日(金)晴

△國鐵の購入炭が決定した價格は相當引下げの模様である

七月八日(土)晴

△福礦局では、保護坑夫許可範圍擴大に關して、本省と打
合中である。

七月九日(日)晴

△商工省生産力擴充委員會に於て、鐵石炭等十品目に就き
鑛山工場別、物資別に生産擴充計畫を決定した。

△福礦局、石炭増産完遂への準備を進めた、近く増産に關
する諮問を發することになる模様である。

七月十日(月)晴

△鑛業復舊期成同盟主催、鑛業法中改正案に關する講演會
本會より福井出席。

七月十一日(火)晴

△本社武内専務要務を帯びて本日東京す。

△縣廳に於て勞務者充足打合會、赤司主任出席。

七月十二日(水)晴

△映畫と模型で、筑豊方面の炭坑に對する認識は正につと
めた結果、多數の坑夫志願者を得るに至つた。

七月十三日(木)晴

△石炭鑛業聯合會理事會、日本工業俱樂部に於て開催、物
資勞力の緩和方を當局に要望す。

七月十四日(金)晴

△筑豊炭田では新舊盆の實施がまち／＼であるのを統一す
べく代表者間に協議が行はれることになつた。

七月十五日(土)晴

△鑛山勞務者充足聯絡協議會、赤司主任出席。
△福岡鑛山監督局佐世保支所落成式を市公會堂に於て舉行

鹿兒島 三七七	日置郡東市來下伊集院村	七〇、〇〇〇	向 縣田川郡金田町	辻 万次郎 外一人
熊本 三五三	葦北郡日奈久町八代郡金剛村高田村	九〇、〇〇〇	東京市麻生區覺町	中井 史郎 外二人
同 三五三	同郡日奈久八代郡金剛村	九五、〇〇〇	同 上	
同 三五三	同郡同村	八七、〇〇〇	同 上	
長崎 四三六	北松浦郡紐差村地先海面西中野村地先海面	九三、〇〇〇	宇部市中字部	末富幸次郎 外一人
同 四三六	東彼杵郡折尾瀬村	九五、〇〇〇	佐世保市山縣町	中村 禎一 外一人
同 四三六	早良郡殘島村並ニ海面福岡市地先海面	八五、〇〇〇	同市地行東町	北 敬 士
山口 四八九	厚狹郡吉田村東田村	八五、〇〇〇	宇部市沖宇部	竹中 雪藏 外一人
同 四八九	厚狹郡小野田町地先海面	九〇、〇〇〇	同市小串	沖ノ山炭鑛株式會社
同 四八九	同 郡小野田町地先海面	九三、〇〇〇	同 上	
佐賀 三四五	西松浦郡二里村大坪村大山村	八八、〇〇〇	長崎縣北松浦郡中里村	福田 鶴三 外一人
同 三四五	神崎郡城田村境野村	四二、〇〇〇	東京市日本橋區室町三丁目	三井鑛山株式會社
熊本 三四五	天草郡一町田町宮津村	九三、〇〇〇	長崎市引地町	原 庄次郎 外一人
長崎 四三一	南松浦郡育村並ニ海面	二二、〇〇〇	山口縣吉敷郡名島村	秋 本 潤 輔
同 四三一	北松浦郡細差村地先海面	九〇、〇〇〇	宇部市中字部	末富 幸 治 郎
福岡 七〇六	嘉穂郡大隈町	二七、五〇〇	東京市杉並區菰荻一丁目	大平 鑛業株式會社

△日本發送電株式會社主催、懇談會、若松みどりやに開催
本社より武内專務以下出席す。

△福礦局、鑛山勞務監督指導を強化、長期建設、鑛業報國
の精神に對處することになつた。

七月五日(水)曇

△北海道送炭數量は依然減退をつゞけ、憂へられてゐる。

七月六日(木)晴

△本社と福礦局との懇談會を博多一方亭に開催、福礦局か
ら中村局長以下、本社からは武内專務外各重役多數出席
した。

△總動員法の發動により鐵、石炭の價格引下斷行せらるべ
しと各紙報導、世間の耳目をひいた。

七月七日(金)晴

△國鐵の購入炭が決定した價格は相當引下げの模様である

七月八日(土)晴

△福礦局では、保護坑夫許可範圍擴大に關して、本省と打
合中である。

七月九日(日)晴

△商工省生産力擴充委員會に於て、鐵石炭等十品目に就き
鑛山工場別、物資別に生産擴充計畫を決定した。

△福礦局、石炭増産完遂への準備を進めた、近く増産に關
する諮問を發することになる模様である。

七月十日(月)晴

△鑛害復舊期成同盟主催、鑛業法中改正案に關する講演會
本會より福井出席。

七月十一日(火)晴

△本社武内專務要務を帯びて本日東京す。

△縣廳に於て勞務者充足打合會、赤司主任出席。

七月十二日(水)晴

△映畫と模型で、筑豐方面の炭坑に對する認識是正につと
めた結果、多數の坑夫志願者を得るに至つた。

七月十三日(木)晴

△石炭鑛業聯合會理事會、日本工業俱樂部に於て開催、物
資勞力の緩和方を當局に要望す。

七月十四日(金)晴

△筑豐炭田では新舊盆の實施がまち／＼であるのを統一す
べく代表者間に協議が行はれることになつた。

七月十五日(土)晴

△鑛山勞務者充足聯絡協議會、赤司主任出席。

△福岡鑛山監督局佐世保支所落成式を市公會堂に於て舉行

京都帝國大學助
教授 理學士

上治寅次郎先生著

昭和十三年二月刊行

北松浦炭田地質説明書

附録

袋入折疊炭田地質圖並炭層柱狀圖
炭層對比圖七種ヲ納ム

◆菊版 函入

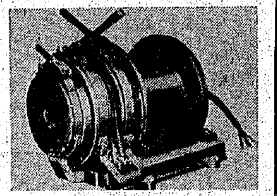
挿圖化石寫真數種

◆分讓費參圓

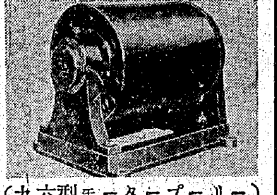
(送料 十錢)

長崎縣北松浦郡佐々村
北松南鑛業會發行
振替福岡三二四二五番

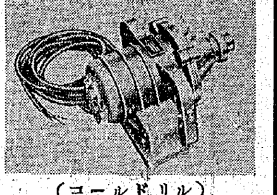
北松浦炭田は將來益々開發せらるべきものなるに拘らず、其の地質文獻稀有にして、採炭計畫樹立に不便抄
からざるを遺憾とし、夙に本邦炭田地質の研究に蘊蓄を有する京都帝國大學助教授理學士上治寅次郎氏に囑
し、氏の數年に亘る眞摯なる學問の良心と鏗骨なる苦心との下に根本資料を探り、以て實地調査と學理研究と
を併せて成就し、即ち茲に本書を得たり、是蓋し北松浦炭田寶庫開發の鍵たるや言を俟たず、敢へて坐右必
須の書として汎く斯界業者に之を提供する所以なり。



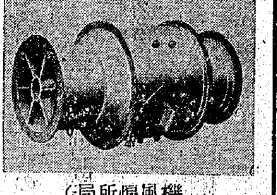
(九六型捲)



(九六型モーターブリー)



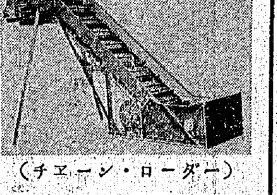
(コールドリル) 耐爆型馬力



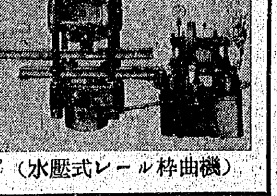
(局所扇風機)



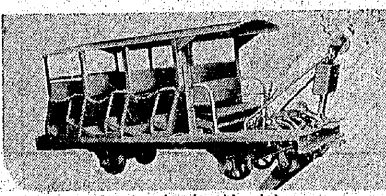
(大型電氣捲)



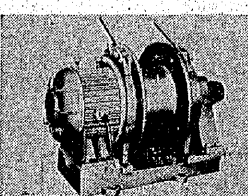
(チェーン・ローダー)



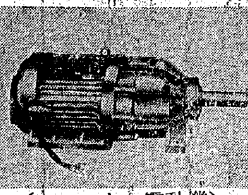
(水壓式レール枠曲機)



(人車急救車)



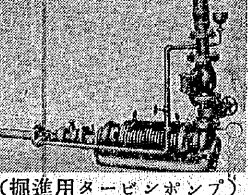
(小型萬能捲)



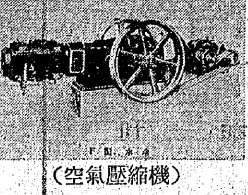
(コンベヤー電動機) CV-N.S形



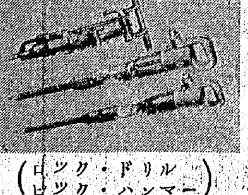
(電氣開閉器)



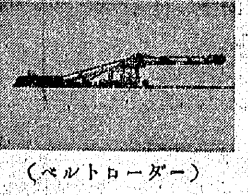
(掘進用タービンポンプ)



(空氣壓縮機)



(ロック・ドリル) ロック・ハンマー



(ベルトローダー)

鑛山用・工場用・諸機械・精密測定機

株式 谷 商店

福岡市上山町三ノ四番地
電話(東)五七〇・一九六・一九七

ヘルト・コンベヤー設計製作・火工品・鑄鋼品・鑄鐵製品

代理 關係	
西 部 電 氣 工 業 所	福 島 鑛 製 造 所 ト ン ホ 鉦
獨 乙 製 鋼 株 式 會 社	江 崎 鐵 工 所 プ レ ス 類
獨 乙 製 鋼 株 式 會 社	石 原 兄 弟 商 會 プ レ ス 類
日 本 電 機 工 業 株 式 會 社	日 立 製 鋼 工 業 株 式 會 社
大 限 鐵 工 所 工 作 機 械 所	山 本 商 會 工 作 機 械 所
東 京 鐵 工 所 工 作 機 械 所	關 西 鐵 工 所 工 作 機 械 所
菊 川 鐵 工 所 工 作 機 械 所	ア ル フ レ ッ ト ハ ー バ ー ト
藤 村 機 械 製 造 株 式 會 社	植 田 鐵 工 所 齒 車
草 場 計 器 製 作 所	毛 利 製 作 所 齒 車
日 本 機 械 製 造 株 式 會 社	

京都帝國大學助教授 埋學士

上治寅次郎先生著

昭和十三年二月刊行

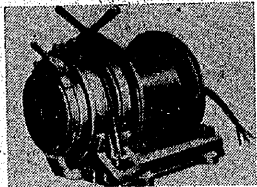
北松浦炭田地質説明書

附録 袋入折疊炭田地質圖並炭層柱狀圖 炭層對比圖七種ヲ納ム

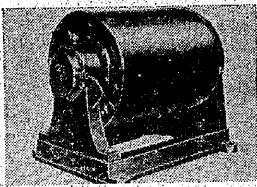
◆菊版函入 挿圖化石寫真數種 ◆分讓費參圓 (送料十錢)

長崎縣北松浦郡佐々木村 北松南鑛業會發行 振替福岡三二四二番

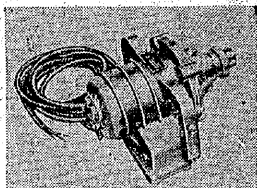
北松浦炭田は將來益々開發せらるべきものなるに拘らず、其の地質文獻稀有にして、採炭計畫樹立に不便尠からざるを遺憾とし、夙に本邦炭田地質の研究に蘊蓄を有する京都帝國大學助教授埋學士上治寅次郎氏に囑し、氏の數年に亘る眞摯なる學的良心と鏝骨なる苦心との下に根本資料を探り、以て實地調査と學理研究とを併せて成就し、即ち茲に本書を得たり、是蓋し北松浦炭田寶庫開發の鍵たるや言を俟たず、敢へて坐右必須の書として汎く斯界業者に之を提供する所以なり。



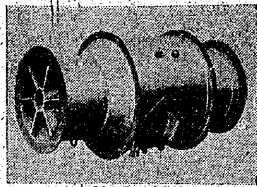
(九六型捲)



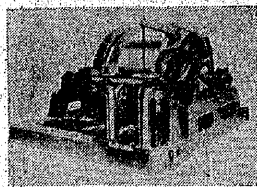
(九六型モーターローラー)



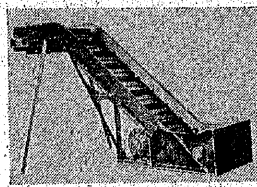
(コールドリル)
(馬力型)



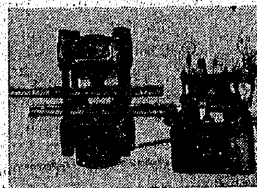
(局所扇風機)



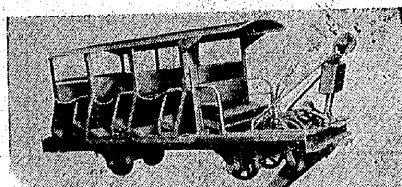
(大型電気捲)



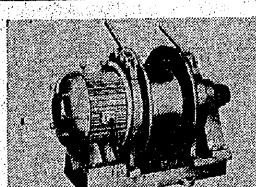
(チェーン・ローダー)



(水圧式レール砕曲機)



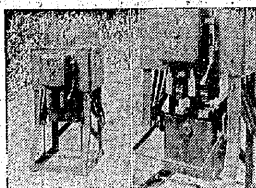
(人車急救車)



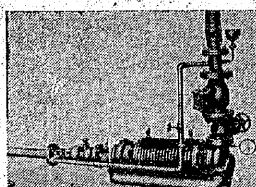
(小型萬能捲)



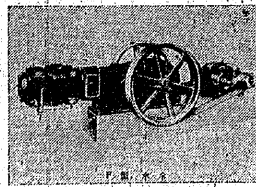
(コンベヤー電動機)



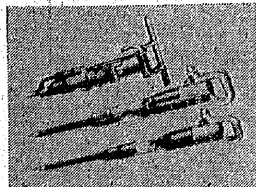
(電気開閉器)



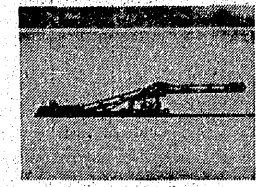
(掘進用タービンポンプ)



(空気壓縮機)



(ログ・ドリル)
(ピッグ・ハンマー)



(ホルトルーダー)

鑛山用・工場用・諸機械・精密測定機

株式 谷 商店

福岡市上小山町三ノ四番地
電話 〇五七〇・一九〇六・一九七九

ヘルト・コンベヤー設計製作・火工品・鑄鋼品・鑄鐵製品

代理 關係

西 部 電 氣 工 業 所	獨 乙 フ ロ ッ ト マ ン 社 鑛 山 機 械 所
獨 乙 製 鋼 株 式 會 社	獨 乙 製 鋼 株 式 會 社
瓜 生 製 作 株 式 會 社	日 本 S K F 興 業 株 式 會 社
榨 本 チ ェ ー ン 製 作 所	大 限 鐵 工 所 工 作 機 械 所
東 京 衛 機 製 造 所	東 京 衛 機 製 造 所
菊 川 鐵 工 所 木 工 機 械 所	藤 村 機 械 製 造 株 式 會 社
草 場 計 器 製 作 所	日 本 機 械 製 鐵 株 式 會 社

福 島 鐵 工 所 ト ン ン 機 械 所	江 崎 鐵 工 所 プ レ ス 類
石 原 兄 弟 商 會 プ レ ス 類	日 立 製 造 機 械 類
山 本 商 會 工 作 機 械 部	ベ ッ カ ー 商 會 機 械 部
關 西 鐵 工 所	ア ル フ レ ッ ト ハ ー パ ー ト
植 田 鐵 工 所 齒 車	毛 利 製 作 所 齒 車

編輯後記

日英東京會談も「英國の面目」問題で永引くようだが、我國の要求は手ぬるい位だから、全部承認しても左程面目にもかゝらないが、尻理屈を並べてゐたら斷然決裂ノ無敵皇軍の實力で租界回収までやつつけられたらそれこそ大英帝國の面目は丸潰れだ其上交戦權でも發動したら、支那からは追出され、印度は獨立、南洋の植民地もドウなるかわからない。まあ足許の明るい中に兜を脱ぐが賢明な策だ。

重工業を樞軸とする生産力擴充計畫進捗に伴ひ、石炭の需要は順に激増し、本年度の總需要量は前年度より約五百萬噸増加して五千六百萬噸に上るものと推定されるが炭界の實情は増産どころか本年一月以降漸減の有様である。

これは政府が炭價だけ抑制して労働力の充足、炭坑資材の配給に無關心の結果である。加之未曾有の湯水のため電力用炭の如きも平年の三倍に需要増加し、日本發送電の石炭手當は、遍相に向つて非常手段を要望してゐる。需要家の希望は炭價の問題よりも如何にして必要な石炭を充分入手するかにある。要は増産又増産で、豫定通り増産すれば炭價も従つて安くなるのだ。

七月號の編輯は、杉山鑛業畫伯に依頼して夏の富士山の雄姿で口繪を飾り、巻頭言のカットも面目を一新して、苦熱と湯水に苦しむ愛讀者諸賢に涼味を瀉して頂きたい。いさゝか編輯者の苦心を買つて頂きたい。主論文としては武内事務の「石炭需給の現状と対策」、小金鑛山局長の「石炭の統制に就て」等相當味のあるものを掲載したつもりだ。

(七月二十一日白刃生)

互助會報・第四卷・第七號

購 一 冊 金參拾錢 郵稅共
 半年分 金壹圓八拾錢同上
 一年分 金參圓六拾錢同上
 料金は前金の事

昭和十四年七月十七日印刷納本
昭和十四年七月二十日發行

若松市本町二丁目

石炭鑛業互助會

發行人 風戸 道康

編輯人 若松市堺町三丁目

印刷人 吉田 万造

若松市堺町三丁目

印刷所 吉田 印刷所

電話 六五二番

若松市本町二丁目

發行所 石炭鑛業互助會

電話 長四七六番
七三〇九番
九六九番

祈皇軍之武運長久
謝皇軍將兵之奮闘

東邦電力株式會社

九州電氣軌道株式會社

九州水力電氣株式會社

昭和十四年四月廿五日第三種郵便物認可
昭和十四年五月十七日印刷
昭和十四年五月二十日發行

石炭鑛業互助會報

發行所 若松市本町三丁目

石炭鑛業互助會